

平成 2 5 年 第 7 回 定 例 会
(第 1 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 25 年第 7 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 25 年 9 月 17 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 25 年 9 月 26 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 25 年 9 月 26 日 午後 4 時 55 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	佐藤正敏	○	教育長	林伸行	○
総務課長	竹俣信行	○	生涯学習課長	伊藤同	○
総務課主幹	松橋正樹	○	生涯学習課主幹	佐藤美則	○
総務課主幹	齊藤昭一	○	学校給食センター主幹	成田信雄	○
住民企画課長	鷓田憲治	○	農業委員会事務局長	深田知明	○
住民企画課参事	石橋吉伸	○	農業委員会事務局次長	川口昌志	○
住民企画課主幹	横山智	○	選管局長	竹俣信行	○
住民企画課主幹	伊藤泰広	○	選管次長	松橋正樹	○
保健福祉課長	山田英孝	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
保健福祉課主幹	石川篤	○			
特養園長	徳田博一	○			
特養主幹	五十嵐正美	○			
産業振興課長	深田知明	○			
産業振興課主幹	川口昌志	○			
建設課長	江草智行	○			
建設課主幹	金野茂幸	○			
会計管理者	房田敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	小野寺祥裕	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	小泉政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	3番 村田 政義 4番 乃村 吉春
2			会期の決定	自9月26日 2日間 至9月27日
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5			一般質問	
6	同意	4	津別町教育委員会委員の任命について	
7	議案	72	津別町起業等振興促進条例の制定について	
8	〃	73	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	74	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	75	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	76	津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	77	津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
1 3	議案	78	津別町特別養護老人ホーム設置条例及び津別町デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について	
1 4	〃	80	財産の無償譲渡について	
1 5	〃	79	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	
1 6	〃	81	町道路線の廃止について	
1 7	〃	82	町道路線の認定について	
1 8	〃	83	平成 25 年度津別町一般会計補正予算（第 5 号）について	
1 9	〃	84	平成 25 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
2 0	〃	85	平成 25 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
2 1	〃	86	平成 25 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
2 2	〃	87	平成 25 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
2 3	〃	88	平成 25 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
2 4	〃	89	平成 25 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
25	認定	1	平成24年度津別町一般会計決算の認定について	
26	〃	2	平成24年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
27	〃	3	平成24年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
28	〃	4	平成24年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
29	〃	5	平成24年度津別町介護サービス事業特別会計決算の認定について	
30	〃	6	平成24年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	
31	〃	7	平成24年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について	
32	〃	8	平成24年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
33	報告	10	平成24年度財政健全化判断比率の報告について	
34	〃	11	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価等の報告について	
35	〃	12	例月出納検査の報告について（平成25年度7月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまから、平成 25 年第 7 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから、本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
3 番 村 田 政 義 君 4 番 乃 村 吉 春 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から 9 月 27 日までの 2 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から 9 月 27 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。
○事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。これから諸般の報告を申し上げ

ます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますけれども、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して、発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。本日ここに第7回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第6回臨時議会後の行政報告と本日付議いたしております27件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、まことに残念な報告であります。8月30日、津別町社会福祉功労者、今野サヨ様のご逝去されました。故人は、民生・児童委員として30年間の永きにわたり、地域福祉の第一線で多大なご貢献をいただいたところであります。

また、9月16日、津別町社会福祉功労者、國方つる様のご逝去されました。故人は、北海道庁から派遣の保健婦として永きにわたり、本町の保健衛生推進に多大なご貢献をいただいたところであります。

お二人の生前中の数々のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、第 18 回つべつ日本フィルセミナーについてであります。今年も日本フィルハーモニー交響楽団によるセミナーが、8 月 30 日から 9 月 1 日までの 3 日間、中央公民館を中心に開催され、全国各地から集まった 56 名のアマチュア演奏家の皆さんと津別中学校吹奏楽部の皆さんが、各楽器ごとにプロの演奏家から直接指導を受けました。

最終日の夜には、恒例により日本フィル団員とセミナー受講者による演奏会が開催され、臨場感あふれる生演奏は約 100 名の聴衆を魅了したところです。毎年、この事業を支えていただいております日本フィル並びに関係者の皆様に対し、心からお礼を申し上げる次第であります。

次に、つべつふるさとまつりについてであります。9 月 9 日、10 日の両日、絶好の秋空のもと開催されました。今年で 22 回目を数えたこのまつりは、暴力団とその関係者を排除し町民が安心して楽しめるものにしようと、町民手づくりのまつりとして定着していますが、商工会会員、各種団体、サークル、実行委員会直営の店などそれぞれ趣向を凝らした 38 店が出店し、訪れた多くの町民を楽しませてくれました。

さらに、船橋市より成田家流ばか面笑福おどりの皆さんが今年は自費で来町され、ふるさとまつりを大いに盛り上げていただいたところです。ご協力いただきました実行委員会の皆さんに、心からお礼を申し上げる次第であります。

次に、台風による被害状況についてであります。9 月 16 日に強い勢力をもった台風 18 号が北海道太平洋沖を通過したことから、16 日午後 6 時より関係課で町内の巡回を行い、数箇所において土のうを積む等の対応を行ったところです。

道路及び河川については、幸いにも大きな被害はありませんでしたが、一部、畑の冠水や流失及び排水路等への被害を確認し、現在災害復旧事業の申請を検討しているところです。

次に、農作物の状況についてであります。既に収穫を終えました秋まき小麦（きたほなみ）につきましても、乾麦での平均収量が 10 アール当たり 9.94 俵となり、昨年を下回る状況となりました。玉ねぎ、馬鈴薯につきましても、収穫作業が進んでいますが、いずれも春先の作業の遅れや雨不足による干ばつの影響などから小玉傾向となり、昨年の収量を大きく下回ると見込まれています。

また、本年は小麦の収穫最終期においてコンバインによる農作業事故が発生したこ

とはまことに残念でありました。

今後、その他の作物も含め収穫作業が最盛期を迎えますが、適期収穫作業と農作業事故防止に向け、関係機関と連携を密にしながら適切な指導體制を図ってまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。9月13日現在、一般土木工事関係については、町道250号線改良舗装工事ほか20件、1億9,621万3,000円(95.8%)、一般建築工事関係については、町営住宅建設用地既存建築物解体工事ほか18件、8,838万9,000円(43.0%)、上・下水道工事関係については、共和第1幹線配水流量計更新工事ほか8件、2,342万6,000円(99.2%)、設計等委託業務関係については、町道108号線測量設計業務ほか16件、7,252万4,000円(99.5%)、平成25年度予算分について総額3億8,055万2,000円で75.1%となっており、今後におきましても適時発注に努めてまいります。

引き続き、本日の付議々件について提案の理由をご説明申し上げます。

同意第4号「津別町教育委員会委員の任命について」は、現委員のうち9月30日をもって任期満了となる松平範慶氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第72号「津別町起業等振興促進条例の制定について」は、町内において新たに事業活動を行う事業者や新分野の事業を行う事業者に対して支援をすることにより、産業の振興と雇用の促進を図るため、条例を制定しようとするものであります。

議案第73号「津別町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、本年3月に公布された地方税法の改正法の内容に基づき、関係政令等が改正されたことに伴い、個人住民税の年金からの特別徴収における徴収額の算定方法の見直し及び金融所得課税の一体化について、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第74号「津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、本年3月に公布された地方税法の改正法の内容に基づき、関係政令等が改正されたことに伴い、分離課税の区分等について規定の整備が必要なことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第75号「津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、旭町団地の建設等に伴い、用地内にある町営住宅を除却するため、

条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 76 号「津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正及び現在建設中の特定公共賃貸住宅等を追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 77 号「津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方税法の一部を改正に伴い、延滞金割合の見直しが必要なことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 78 号「津別町特別養護老人ホーム設置条例及び津別町デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について」は、津別町特別養護老人ホーム「いちいの園」及び津別町デイサービスセンター並びに津別町居宅介護支援事業所について、平成 26 年 4 月 1 日をもって社会福祉法人 恵和福社会へ経営移譲することから、条例を廃止しようとするものであります。

議案第 79 号「北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人登録制度が廃止になったことから、規約の一部を変更しようとするものであります。

議案第 80 号「財産の無償譲渡について」は、津別町特別養護老人ホーム「いちいの園」及び津別町デイサービスセンター並びに津別町居宅介護支援事業所の経営移譲に伴い、円滑な運営と良質で安定的なサービスの提供の確保を目的に、建物及び車両並びに備品等を経営移譲先に無償で譲渡するものであります。

議案第 81 号「町道路線の廃止について」、議案第 82 号「町道路線の認定について」は、平成 25 年度及び平成 26 年度に購入を予定している旭町団地の建設に伴い、町道 25 号線について路線の一部を廃止する必要があるため、町道の廃止及び認定をしようとするものであります。

議案第 83 号「平成 25 年度津別町一般会計補正予算（第 5 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,013 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 55 億 3,886 万 3,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、職員の中途退職、時間外勤務手当及び退職手当組合事

前納付負担額の精算に係る給与費の補正、宿泊施設購入のための用地確定測量に係る地域振興等経費の補正、在宅福祉移送サービス車両の購入に係る社会福祉管理経費の補正、共生ホーム、小規模多機能ホームの整備に係る地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金経費及び介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金経費の補正、国有地嘱託登記図書作成に係る土地改良事業事務経費の補正を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、補正の主なものについて、歳出・歳入の順で申し上げます。

歳出では、総務費で、給与費として 2,200 万円の追加、ふるさと定住促進事業として 682 万円の追加、地域振興等経費として 100 万 8,000 円の追加。

民生費で、社会福祉管理経費として 301 万 1,000 円の追加、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金経費として 3,000 万円の追加、介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金経費として 3,000 万円の追加、地域ケア会議活用推進等事業として 93 万円の追加、市民後見推進事業として 149 万 7,000 円の追加。

衛生費で、予防接種経費として 142 万 4,000 円の追加、下水道事業特別会計繰出金として 491 万 5,000 円の追加、ごみ焼却施設管理経費として 145 万 8,000 円の追加。

農林業費で、鳥獣被害防止総合対策事業として 500 万円の追加、経営体育成支援事業として 557 万 9,000 円の追加、土地改良事業事務経費として 600 万円の追加。

土木費で、道路橋梁維持整備事業として 570 万 2,000 円の追加、道路橋梁維持管理経費として 495 万 3,000 円の追加。

教育費で、小学校施設整備事業として 199 万 5,000 円の追加。

諸支出金で、地域生活支援事業経費として 15 万 6,000 円の追加。

歳入では、地方交付税で 3,886 万 4,000 円の追加、分担金及負担金 45 万円の追加、国庫支出金で 3,209 万 9,000 円の追加、道支出金で 3,915 万 7,000 円の追加、寄附金で 103 万円の追加、諸収入で 322 万 3,000 円の追加、町債で 2,527 万 9,000 円の追加をするものであります。

このほか、地方債補正について変更 1 件と廃止 1 件を行い、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 84 号「平成 25 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）に

ついて」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 197 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億 2,657 万 1,000 円とするものであります。

歳出では、給与費の増額及び前年超過分の交付金等の償還金の追加補正であり、歳入では、給与費補正に伴う一般会計繰入金の増額及び償還金の財源として国保基金繰入金の追加等により補正予算を編成したものであります。

議案第 85 号「平成 25 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 877 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 7,559 万 5,000 円とするものであります。

歳出では、給与費の増額及び前年超過分の国庫支出金等償還金の追加であり、歳入では、給与費補正に伴う一般会計繰入金の増額及び前年度介護給付費の追加交付金並びに償還金の財源として介護給付費準備基金繰入金の追加により補正予算を編成したものであります。

議案第 86 号「平成 25 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 11 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 778 万 8,000 円とするものであります。

歳出では、デイサービス利用者送迎車両購入事業の完了による精査を主なものとし、歳入では、一般会計繰入金の減額により補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 87 号「平成 25 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,996 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 4,243 万円とするものであります。

歳出では、3 号汚水支線管渠の新設に係る管渠布設工事及び既設管渠の撤去工事の追加を主なものとし、歳入では、これら工事に対する国庫補助金、一般会計繰入金、町債を追加し補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 88 号「平成 25 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4,296 万 8,000 円とするものであります。

歳出では職員手当を追加し、歳入では、これに係る一般会計繰入金を追加し、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 89 号「平成 25 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について」は、収益的収入及び支出の支出において、営業費用に 16 万円、附帯事業費用に 13 万 9,000 円をそれぞれ追加し、収益的支出の総額を 1 億 2,102 万 8,000 円とするものであります。資本的収入及び支出の支出においては、建設改良費に 245 万 6,000 円を追加し、資本的支出を 4,980 万 2,000 円とするものであります。また、議会の議決を経なければ流用できない経費の変更を行い、補正予算の編成を行ったものであります。

認定第 1 号「平成 24 年度津別町一般会計決算の認定について」、認定第 2 号「平成 24 年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について」、認定第 3 号「平成 24 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について」、認定第 4 号「平成 24 年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について」、認定第 5 号「平成 24 年度津別町介護サービス事業特別会計決算の認定について」、認定第 6 号「平成 24 年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について」、認定第 7 号「平成 24 年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について」、以上 7 件につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでありますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各会計の決算状況は次のとおりであります。一般会計、歳入総額 51 億 9,787 万 3,367 円、歳出総額 51 億 2,307 万 3,699 円、差引（形式収支）7,479 万 9,668 円。国民健康保険事業特別会計、歳入総額 8 億 9,637 万 6,631 円、歳出総額 8 億 9,354 万 6,835 円、差引（形式収支）282 万 9,796 円。後期高齢者医療事業特別会計、歳入総額 8,473 万 5,956 円、歳出総額 8,395 万 5,434 円、差引（形式収支）78 万 522 円。介護保険事業特別会計、歳入総額 4 億 4,402 万 7,923 円、歳出総額 4 億 4,356 万 5,359 円、差引（形式収支）46 万 2,564 円。介護サービス事業特別会計、歳入総額 2 億 8,219 万 7,710 円、歳出総額 2 億 8,119 万 3,168 円、差引（形式収支）100 万 4,542 円。下水道事業特別会計、歳入総額 3 億 7,323 万 589 円、歳出総額 3 億 7,135 万 5,375 円、差引（形式収支）187 万 5,214 円。簡易水道事業特別会計、歳入総額 4,337 万 3,708 円、歳出総額 4,279 万 6,438 円、差引（形式収支）57 万 7,270 円。

認定第 8 号「平成 24 年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、平成 24 年度津別町上水道事業

会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、一般質問を行います。

通告の順にしたがって順次質問を許します。

平成 25 年第 5 回定例会に引き続き一問一答の試行として、1 回目は一括質問一括答弁とし、2 回目から一問一答とします。答弁を含み 1 議員 60 分以内であります。

1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） [登壇] 議長のお許しをいただきましたので、先の通告どおり 2 点について質問いたします。津別町では、平成 18 年 3 月に津別町行政改革大綱、平成 22 年 4 月に津別町新行政改革大綱を策定したことを受け、二度の機構改革を行ってきました。平成 21 年度に行われた第 1 次の機構改革では、係を統合しグループ制の導入を図り、その後内部での議論を重ねながら平成 24 年度には第 2 次の機構改革として 14 課を 12 課に再編いたしました。今回私がお聞きしたいのは、この 2 度にわたる機構改革の検証がどのように進められてきたか、どのような検証結果が出たのか、またその結果を踏まえた定員管理計画の見直しがなぜなされないのかということです。特に、第 2 次の機構改革の際に示されている基本的な考え方の中で上げられている課を単に大きなくりにすることなく、意思の疎通や人事管理が行き届く編成とすることという項目に対する検証結果は明確にお答えいただきたいと思います。

また、定員管理計画につきましては、私が平成 20 年 12 月に行った一般質問の中で町長は、事務総量の点検等を行った上で計画の見直しを想定しているとお答えになっています。権限移譲については、今後も続いていくと思いますが、総合計画の実施計

画も策定され動き始めており、アウトソーシングも見通しがついた中で平成18年3月の策定以降、定員管理計画の修正がありません。考えをお聞きしたいと思います。

次に、津別町では、高齢化率が間もなく40%を超えます。超高齢化地域において、総合計画にもあるとおり行政の福祉サービスは重要課題と言えると考えます。そこで、福祉サービスの一元化を図り、住民の利便性を向上させてはどうでしょうか。津別町の中心部に健康福祉センターを建設し、町の保健福祉課、社会福祉協議会、包括支援センターを集約して、軽運動施設や休憩施設を併設し、生活支援の相談や健康相談ができる場所をつくってみてはいかがでしょうか。また、商業施設や商工会、林協などの経済団体を包含したり、老朽化した公衆浴場を移転、併設した複合施設にすることも考えられます。平成23年4月に多目的センターが中心街活性化の拠点としてオープンしましたが、掲げる5つの目標以上に守備範囲が広過ぎて、町民にも用途の見えにくい施設になっていると思います。多目的センターを情報生活館として位置づけ、健康福祉館との相乗効果による中心街の活性化を図ってはどうでしょうか。考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] それでは、ただいま質問のございました2点につきまして答弁を申し上げたいと思います。まず、1点目の機構改革後の検証と定員管理計画についてでございます。社会経済情勢の変化と地方分権改革、地域主権改革の流れの中で、組織機構もその時々ニーズに応えるために逐次見直しを行い、住民サービスの維持向上に努めてきたところでございます。

平成20年4月の第1次機構改革においてグループ制を導入しましたが、これは平成14年度から6年間続いた退職者不補充や職員の大量退職、また平成18年3月に策定した定員管理計画に基づく職員数の削減等により、その後の組織に機動性や柔軟性の確保と、住民サービスの維持向上に対応する方法として係の統合を主として14課35係を14課18グループに再編成したものでございます。

平成24年4月の第2次機構改革は、平成19年5月に設置したグループ制移行検討委員会において引き続きグループ制等の検証等が延べ33回にわたって実施され、さら

に課内会議や管理職会議での議論を経て、その内容を平成 23 年 9 月に開催の総務文教常任委員会に報告し、14 課を 12 課に再編し、合わせて所管業務の見直しと集約化を行ったところでございます。第 2 次機構改革後 1 年 6 カ月が経過しますが、現在特にプロジェクト等を立ち上げての検証は実施していませんが、庁舎スペースの問題からワンフロア化できないでいる住民企画課や 1 課 15 人を基準とすることとした課編成方針を大幅に上回る保健福祉課など課題が残っております。

定員管理計画の見直しにつきましては、現在前期 10 カ年の 9 年目に当たりますが、職員採用の抑制や事務事業のアウトソーシングによりこのまま推移しますと、前期の目標年次である平成 27 年 4 月には計画を達成できる状況にあります。今後の再任用制度や社会情勢の変化などを考慮し、さらには特養等の移譲後の前期最終年次である平成 26 年度中に後期計画の見直しの検討を行いたいというふうに考えております。

また、これに合わせまして、平成 21 年 3 月定例会で、山内議員から質問のありました職員の定数条例の見直しについても検討したいというふうに考えているところでございます。

次に、二つ目の健康福祉センター構想についてであります。健康福祉センターの整備につきましては、昨年 12 月定例議会の一般質問で山内議員から同様の質問があったところでございます。第 5 次総合計画では、保健福祉部会が設定した二つの重点プロジェクトの一つに「健康を大切に育むまちづくりプラン」があり、だれもが住み慣れた地域で健やかに生き生きと自立して暮らすことができる地域となるよう健康福祉センターの設置が基本構想に盛り込まれました。

この構想を受け、実行計画において、健康福祉センターの整備を計画し、健康相談、健康づくりの支援と介護サービスのための包括支援センターの機能などを併せ持つものとして整備をすることとしています。

第 5 次総合計画の前期計画上のもう一つのプロジェクトである認定こども園、子育て支援センターの整備を現在取り組んでいるところですが、健康福祉センターの整備については、平成 27 年度以降の後期実施計画として検討しているところであります。健康福祉センターを整備しますと、健康福祉分野及び地域包括支援センターなどの行政部門と社会福祉協議会などがワンフロアとなり、相談、支援サービスの窓口が一つ

となり、住民の利便性が図られます。また、健診会場や障がい者の居場所の確保など、住民が集えるスペースになることも総合計画策定部会において議論されていたところでございます。町としましては当面の措置として、教育委員会を中央公民館に移動させ、その空きスペースの活用を想定していましたが、公民館の増改築が困難になったことから白紙に戻った経緯がございます。商業施設や公衆浴場などを取り入れた中心市街地活性化とも連動させた施設構想につきましては、多額の費用を要することから慎重に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 機構改革のほうのお話から進めてまいりたいと思います。機構改革におきましては、第1次の機構改革を行ったあと第2次の検証がございましたが、第2次の機構改革以降は特にプロジェクトを設置してないということで検証結果が示されていないということだと思います。第2次の機構改革以降のことについて、少しお話ししたいと思います。人事管理という面では、管理職の目線が行き届かないような配置になっているフロア構成だと思います。人事管理ばかりじゃなく、例えば心のケアなどということも考えても、やはりその管理職というか課長が目の届かない所に分散している状況はあまりよくないのではないかなというふうに思っております。そうした面で、無理に統合する必要があったのか。例えばハード的な部分が解決してから統合するというので、据え置く手段もあったのではないかなというふうに思っております。その辺についてどうお考えかお答えいただきたいと思います。

また、もう一つ、1年6カ月の間にまだ検証が始まってないということですけど、その前の一次機構改革以降33回の検証を重ねております。これは2次機構改革というものが前提としてあったからで、次に目標があったから33回の議論を重ねてきたわけですけども、2次機構改革が終わった時点で、これで完結したはずではないはずなんです。であれば、当然ここでも活発な議論がなされていなければならないのに、私は、はっきり言ってこの部分は少し怠慢ではないかなと。言葉きついですけど、そういうふうに思っております。ぜひ、この辺今後検証どのように考えているかもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 1次ときは、グループ制をとるということで初めてのケースですので相当な議論を、いわゆる係長もなくなるというようなことですので、さまざまな既に実施している所も参考にしながら、さまざまな議論を重ねて進めてきたわけです。第2次は、それに加えて課の統合ということでやったわけですがけれども、行った理由は先ほど申しあげましたように職員数がやはり減っていくというようなことです。また大幅に増やしていくということは無理でございますので、そういう中で何ができるかという対応の中で、みんなの能力を研修も含めて最大限発揮してもらいながら進めていこうということで、課の統合をしてきたわけでございますけれども、全く検証していないということではなくて、これはプロジェクト等を設置して検証していないということでありまして、それは庁議あるいは予算編成の段階、随時それは問題点を聞きながら進めておりまして、その一つの例として役場の中の改修を行って、例えば保健福祉課であっても住民サービスというのも必要でございますので相談室を新たに設けて、そこで来訪された方が、きちんと職員がよそに聞こえないような形で相談に乗ることができるというようなことをしてきたりとか、それぞれ対応しているところでございます。今ちょっと心の問題等もお触れになりましたけれども、これもやはり職員研修を頻繁に行っておりますし、さらに安全衛生委員会、ここでも毎回議論をされながら、それに基づいてできることを一つ一つ進めているという状況でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 今、新たに新しい職員が入ってきている中で、やはりそうしたことは大事なことになると思いますので、心のケア等も十分図れるような機構であってほしいなというふうに思っております。機構改革に対して町が示した基本的な考え方の達成度について、少し伺いをしたいと思います。少し細かいことですが、分掌業務のローテーションを組み、それぞれのスキルアップと申しますか、職員がある程度の期間で業務を交代しながらスキルアップを図っていくというようなことが考え方の中で示されておりましたが、そうしたことが行われているのかどうか。それから、上位職から下位職、主に課長から主幹への権限移譲だと思うんですけれども、そうし

たことがこの1年6カ月の間で進んでいるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） このローテーション等は人事問題の関係もございまして、それは想定しながらできる限り役場の職員としてさまざまな所を経験してもらいたいという思いがありますけれども、だんだん物事が専門家しつつありまして、そこに集中していなければ法律を見逃すこともあったりとか、逐次目まぐるしく法律が変わったりいたしますので、それらに対応するためには一定の期間そこに置かざるを得ないというような状況もあります。そういう二面性を持っておりまして、そのところは実は非常に苦しい部分がありますけれども、それも頭に入れながらローテーションを組んでいるというふうにご理解いただければというふうに思えます。

課長に対する権限移譲につきましては、今行っているのは課内の人事異動ですね。これについては課長に人事権を与えておりますので、課長の人事だとか、それから職員の人事はこちらのほうでやりますけれども、その課内の人事につきましては、そこに主幹もおりますので、課長と主幹で異動になった職員を、あるいは異動にならなくても、今回はこの職員をこちらのほうに異動してこのグループのほうに回していこうだとかというようなことは、これはすべて課の課長に権限を持たせて進めてるということでご理解をいただきたいというふうに思えます。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 私の聞き方悪かったかもしれないんですけども、今2番目のお答えに関連することで、分掌業務ローテーションというのは、要はそのグループの中で主担当と副担当を定期的に入れ替えるだとか、そういうことが行われるように、私は基本的な考え方の中にある分を理解したんですけども、それで正しいのか、またそういうことが行われているのか再度お聞きしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 1つの業務に対しまして、年度当初の段階で課長、それから主幹含めて検討がそれぞれの課の中の内部の中で検討されて、そしてこれを総務課のほうで全部集約を1年間させてもらっております。ですから、1年間の中でこの一

一つの業務をやる場合、主担当、副担当ということを経験の中で整理をしながら担当を決められてるといふぐあいに副町長という立場では、そういうぐあいに認識をしてるところです。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 職員のスキルアップということを考えれば、それぞれの細かい業務の分掌の中で主担当、副担当を入れ替えたりして、どちらの人間が休んでも対応できるような体制をつくっていくことは、住民サービスのアップにとって必要不可欠なことだといふふうに思っております。基本的な考え方が示されているような部分は、私は大いに賛成するところがございますが、ぜひ今後そういった面を強化していただきたいなといふふうに思います。

続きまして、今後のことについて少しお伺いをしていきたいと思っております。やはり現在のものは、今庁議の中等で検証が行われていると町長がお答えになっていましたけれども、どこかでは、やはりプロジェクトなり組織をつくって検証をしていかなければいけないと思っております。PDCAと申しますか、今PDまできているわけですから、やはりCの部分をやって、アクションを起こしていただかなければいけないと思っておりますが、その検証結果を公開していく考えはあるのか。また、その公開の方法はどのようにしていくのか。やはり町民が主体となった改革でなければいけないと思っておりますので、外部の印象が大事だと思っておりますが、その辺を今後どう考えていらっしゃるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 第2次機構改革の検証といえますのは、何を基にしてやるかというのは、先ほど1回目の答弁でもお答えしましたように、平成23年の第4回の総務文教常任委員会に提出させていただいております。どういう方向でやるのかってことです。これを今23年の9月5日に行っておりますけれども、それを基にして今進んできてます。ですから、どこかの時点で今課題として先ほど幾つか庁舎の構造上の問題でできない部分だとか、そこからもう一歩進まなければ、それが一歩進んでいかなーいというようなことも物理的な部分としてもありますので、そういったことも含めて、この23年9月に出した報告書を基にして機構改革がされておりますので、それをまた

もう一度検討するという場所を、チームを組むことになるかどうかは別としまして進めていきたいというふうに、それはいつも所管の常任委員会に図っておりますので、その中でまたぜひお聞きいただいて公表の部分、これはこうしたほうがいい等々のご意見がありましたら、また聞きながら進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 私が休んでいた間の文教の常任委員会の資料を私もいただいて読ませていただきました。今後、所管の総務委員会の中でそうしたことも、もし議員のほうから意見があればということで、今町長お答えになりましたけれども、せっかく質問した機会なので、今後のことについても少しお聞きしていきたいなというふうに思っております。

効率的な人材活用のためには、今後人事評価システムの導入が必要だというふうに考えております。このシステムの導入につきましては、新行革大綱の中にもアクションプランの中にもうたわれていることで、今後実施されていくことだと思いますが、給与のための評価ではなく個々の能力を生かすため、適材適所の職員配置を行うための人事評価システムの導入についてどう考えられるか。それから、機構改革の最中だからできることで、新設の部署を考えていく考えはないかと。今までは、統合統合で縮小というわけではないですけど、統合のことばかり考えてたんですけども、新たな新設、課じゃなくてもいいんですけど、グループでも担当でもいいんですけど、そうしたものを今まちづくりの最中において、今まで役場になかったんですけどもこんなものが必要じゃないかという課を設置していく考えはないかということをお聞きしたいと思います。例えば、高齢者の生活支援をしていく包括に対する、せっかく若い人たちが今幾らか津別の町に住み始めていますので、若者の定住促進、お世話グループだとか、そうした課を新設していく考えはないかどうか、少しお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 人事評価制度の導入につきましては、それは想定しております。この間も何度かこういった件のご質問を受けておりまして、これは勤務評定をベースにしたものにするつもりはありませんという答弁をさせていただいてるところ

でございます。職員がやはり一生懸命やるものはそれなりに評価を受けて、そして町のためにさらに頑張ってもらいたいというシステムは、これはあってしかるべきだというふうに思っております。今担当課のほうにも、たまたま昨年でしたか岩手から住田町長さんを招いての勉強会を林の関係でやったところですが、そこも大学と一緒に岩手大学と勉強会を持ちながら独自の人事評価システムをつくったりしています。そういったこともぜひ参考にさせてもらいながら、対応してまいりたいなというふうに思っています。

新しい部署の設置につきましては、これは今のところ何かををするというのは特に考えておりませんが、これまでもその都度アウトソーシングを進めていく上で、担当が必要であるということで管理職を新たに配置したりしました。名称はちょっと変わって、その都度変わって行政改革推進室等々、いろいろ名称が変わっておりますけれども、そういう時々々の必要性に応じては課の設置とはなっておりませんが、担当の主幹を配置して、そこで対応していくという方法をとっております。また、来年度に向けましては、新たな課ということにはなりませんけれども、ご承知のように今丸玉産業さんの熱電利用、これを何とかせつかく構想ができ上がったところですので、これを実行していくためには、やはりそれなりの専門知識が必要になってきますので、現在北海道知事になんとかその専門性を持っている方、道職員を津別町に派遣していただけないかというお願いを今しているところですので、それが叶えられれば来年4月からそれに対応するような職員の配置等も出てきますので、それに向けて一つ一つまた町のエネルギー政策の一環として進めてまいりたいなというのも考えているところでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） この後こうした検証というか進めながら、機構改革自体の全体を見ていって、定員管理計画を来年度はいじっていくとか、見直していくということなんで、当然そういうことが反映されてこなければいけないと思います。今私が質問したことは、やはり統合していくということは、どうしてもイメージとしては縮小というか、無駄な部分を省いて効率的に運営していくことばかりが先立って、本

来の将来に対する夢や新しい構想の芽をどうしても摘んでしまう恐れがあるということで、そうしたほうにも抜かりなく目を向けていただきたいということで、お話し申し上げました。

定員管理計画のことにつきましては、最初の答弁にあるとおり 27 年の 4 月が前期の目標年次なので、それを目指して見直しをしていきたいということなので、私としてはそれで結構なんですけれども、ただ町長が最近人事の面で行ってきたところでは、やはり非常に専門性の高い職員が必要になってきているということであれば、18 年の 3 月に策定した時点とやはり状況が変わってきているということで、私は増えることがあっても減ることはないんでないかなというふうに思っております。そうした専門的な職員は、どうしてもアドオンしていく形になると思いますので、前の計画よりも減るようなことはないと思っておりますが、最近 J R が大変不祥事を起こしておりますけれども、やはりこれもコスト削減を重視し過ぎた余り、どうしても安全面の配慮だとか、人的削減が多く行われ過ぎたりしたことによるものではないかなと考えております。私は余り厳しい定員管理計画を見直して、余り厳しい数字を出すと、やはりそうした住民サービスが足りないということに結びつくのではないのかと大いに懸念されますので、ぜひその辺も考慮してやっていただきたいなというふうに思いますが、町長の考え一度お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今の J R のお話も出ましたけれども、やはり二面性を持ってまして、夢を捨てるつもりはありませんし、やっぱりそれに向かっていくことがみんなの士気も高まってモチベーションを高くなっていくものだというふうに考えています。しかし、一方でどんどん職員を採用していくということになると、これはまた人件費が増大して行って、これはその先また非常に財政的に苦しい状況になっていく、そういうことも一方では頭に入れながらやる必要があるのではないのかなというふうに思っています。そういう二面性を持ちながら、どこかでバランスを取りながら進めていくのが必要だというふうに認識しているところでございます。

そんなことで、夢を持ちつつも、しかしまた将来の財政状況がどうなっていくのかということも今の国の流れ、そういったことも念頭に入れながら進めさせていただき

たいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 先日、日フィルが来ましたけれども、津別町役場オーケストラに例えれば町長はコンダクターであるわけでごさいます、職員がスキルアップして事務効率を上げ柔軟な対応力を身につけて、町民の利便性を向上させることができるように、町長としてタクトを振るっていただきたいなというふうに思います。

続きまして、健康福祉センターについて質問したいなというふうに思っております。町民が主役のまちづくりということであれば、私は健康づくりにおいても町民が主役になるべきだというふうに考えております。その拠点となる施設として、健康福祉センターの設立を行ってほしいということで、これは私も昨年12月の山内議員の一般質問の内容を読んでおりますので、総合計画に示されているとおりなので、後期においてそのことを考えていきたいと。こども園と並行して事業を行うことは財政的負担が大きいということは重々理解しています。私が、この健康福祉館について考え方について少しお聞きしたいなというふうに思っております。計画は今後徐々に練られていることかと思っておりますけれども、やはり最初の案に示されているとおり、社会福祉協議会や保健福祉課、包括支援センターの一元化ということは、町長と恐らく私の考え方の中では一致しているし、周りの皆さんもそういうふうに考えているかと思っておりますけれども、私は今津別町でこれから課題となってくるような建て替えだとか、そうしたことを含めて、もうそうそう大きな物は建てられないなというふうに思っております。そんな中で、今多目的センターが中心街活性化の拠点として活躍しているわけですけど、今健康福祉センターがつくられるのであれば、やはり2つの拠点という形で中心街の活性化、まちづくりの拠点となしてほしいなという考え方を持っております。

そんな中で、今町長のお答えでいただきました教育委員会の跡地を当面ということでもありますけれどもつくるということであれば、私はかなり小さな考え方だと思うんですけれども、私はもっと大きく考えていただいて町民が主役である以上、町民がそこを拠点として活動できるようなスペースが必要ではないかなと考えております。ですから、住民の皆さんがそこに行って健康相談やそれ以外に健康指導を受けられるようなある程度豪華と言ったらおかしいですけど、少し大掛かりな設備を考えていただ

いてはどうかと思うんですけども、その点についてまずお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 福祉センターの建設でございます。建設と申しますか12月の昨年答弁、山内議員さんにさせていただいたのは、この下ということですね。つくるとはやはり必要だろうという認識に立っておりますので、その中で向かいの津別病院とやはり向かい合ってるということが一番いいのではないかなと考えておまして、そうであれば下の教育委員会が向こうの中央公民館に移ることができれば、そこが空くと。それから、これはまた議論しなくちゃいけませんけれども、町民懇談室この下のそのスペース。それと、議会がその上にあります。これだけいるかどうかということも含めて、議員の皆さんともやる場合には相談をさせていただくことにもなるのではないかな。そうすると、もしそれが許されるのであれば、かなりのスペースがそして改修をして取れるのではというのが私の考えていることでありまして、新たな建物をつくるというのは、これは実は総合計画じゃなくて、過疎計画に福祉センター載っております。8億円ということで計上されておりますけれども、今8億円をかけて庁舎を含めてやるのがどうなんだろうかというふうに考えてます。これから先の財政事情考えていきますと、津別病院さんがやはり改修・改築というようなことになれば、当然支援をしなくちゃなりませんし、相当なお金がやはり必要になってくると思います。そしてまた、一番インフラの中できちっとしておかなくちゃならないごみの施設がやはりだんだんと供用が近づいてきているということで、新たな建設をするのであればやはり5年ぐらいの計画期間が必要になってきますので、実際建物ができるまで。そこに恐らく今建築資材等の値上がりだとかさまざまなこと、それから労務単価の値上がりもありまして、恐らく10億近くかかるのかなというふうなこともありますし、それから飲み水、これがやはり石綿管を取り換えていかななくてはなりませんし、それから高台の水道施設、こういった所も古くなってきています。それもセットにしてやるとなれば、やはりこれも10億ぐらいのお金がかかってくるんでないかなと。こういう生活の基本となる所にやはりお金がかかるぞということを念頭に入れながら、あとではできる範囲の中で、そして何がまた突然出てくるかわからない状況にもなっております。

ますけれども、それにもまた対応しつつ進めていきたいなというふうに思っております。いずれにしても現段階ではこちら側の庁舎といいますか、その中で将来改築をして、そういう機能を持たせることはできないだろうかというふうに考えているということで理解いただきたいというふうに思います。もちろんこれは決めたということではございません。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 今お話にありましたようにインフラの整備が大変重要でありますけれども、もちろんお金がそこにかかるということも今のお話で十分理解できますが、福祉という部分もこれからの町の人口構成を考えていくと、特にその介護福祉そうしたものは大変重要なものだというふうに考えております。国の政策で在宅型の介護へシフトさせていくということであれば、当然保健福祉課や社会福祉協議会の重要性がさらに増し、窓口の相談も増えてくるというふうに考えられます。今単純に、保健福祉課と社会福祉協議会をここへ入れたら、それだけでもかなりのスペースを要すると思います。なおかつそうした保健福祉センターをつくるのであれば当然相談室ですとか健康指導室とか、それから、できれば障がい者の方々、今NPOの方が活動しておりますけれども、そうした方の活動拠点となるような部屋ですとか、そうしたものも必要でしょうし、できれば簡単なリハビリ施設ぐらいは必要かなと思います。そうするとやはりここでは少し手狭なのかなと。集団健診とかは従来不満の声もありますけれども、町民会館や公民館で我慢していただくにしても、やはり少し手狭ではないかなというふうに思っております。そして今お話がありましたように、お金が余り使えないというか、そんなにそんなに財布からどんと大きなお金を出すことができないのであれば、例えば私が1回目の質問で申し上げた公衆浴場などは、大体月20万前後の売り上げだというふうに私調べておりますけれども、そうした大きな赤字を抱え老朽化した建物であれば、こうしたものを併設してしまう。そうすることによって、管理していった赤字の部分を埋めていけるとか、そうしたことも検討する値があるのではないかというふうに思っております。そうしたことについて、町長がどう考えるか再度お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 現段階では新たな施設と一緒にすることには越したことはないというふうに思いますけれども、やはりそれをつくるには相当なお金がかかっていくということもありますので、十分検討していきたいなというふうに思います。それから、公衆浴場のお風呂のことが出てましたけど、これは決して老朽化はしておりません。非常にまだまだ立派な施設でありまして、これは赤字どうこうというよりも必要なものですので、お風呂のない家庭がありますので、それは町の責任として確保していかななくてはならないものです。来年度の主要事業を今やっているところですけど、おふろも実際に中見てまいりました。あえて言えば、サウナが女性用のほうがちょっと古くなってきてるかなというふうな感じもしますけれども、中の梁も腐って鉄にすっかりかえてますし、ちょっと見て気づいたのは、これをしないで下さいという貼り紙が余りにも多過ぎるなというのがちょっと気になりましたけれども、まだまだ使っていきたい施設ですので、それも含めた仮に新設するにしてもそこまではちょっといかないのかなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） ちょっと言葉を間違えました。老朽化というよりも旧態依然とした公衆浴場だなというふうに思っております。例えば、お年寄りの方が増えてくれば、それなりの優しいお風呂というか、別に介護施設にあるようなお風呂でなくて、手すりだとかスロープだとか配慮したお風呂に切り替えていかなきゃいけないと思うんですけど、今の場所でももちろんやっていっても構わないんですけども、このことについては、ほかのときにまた議論をしたいなというふうに思っております。

健康福祉センター、町長もやるっておっしゃってますし、後期中で当然検討されるんですけども、そのときには、私が今回一番申し上げたいのは、ここの場所ありきとかそれから最低限これだけのものを用意するという考え方じゃなくて、やはり今団塊の世代が高齢者の仲間入りをしていき、今のところは多分元気な方が多いと思うんですけど、この方たちがやはり介護が必要になったときには、こうした分野は非常に大変な分野になってくるということも考えて、将来のことも考えてこの健康福祉センターの構想を考えていただきたいなというふうに思っておりますので、そのところよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） いずれにしましても、前期計画の中では入っておりません。後期計画に向けてセンター構想もありますので、どうすべきかという点については、まだ所管の委員会で協議することもありますし、そういったことを含めてさまざまな議論を経て建設なり、あるいは改修なり、いずれかの方向に進んでいきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 23 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君）〔登壇〕 それでは、先に通告してあるところの第5次津別町総合計画について3点ほどご質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、1点目ですけど、平成22年度から平成31年度までの10年計画期間で大きく3つの分野に実行計画が盛り込まれていますが、この分野ごとの進捗状況をどのように検証しているのか、まず1点伺いたいと思います。

次に、2点目に、教育行政方針にも示されていますが、実行計画の中で「町民が主役、町に多彩な人を創り出す」を目指し、本町のさらなる教育の充実に向け努力したいとされていますが、このことは、どのような考え方で、進展させていくのか伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、3点目ですけれど、本町の人口減少は続いており、このまま10年間計画どおり進めるに当たり、実行計画の内容が果たしてこのままでいいのか、再評価を含めて、どのように町長は考えているのか伺いたいと思います。

以上、答弁よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 白馬君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（林 伸行君）〔登壇〕 ご質問の第5次津別町総合計画全体の進捗状況や検証につきましては後ほど町長からお答えいただくこととし、私からは2番目のご質問であります教育行政方針にも示されているが、本町のさらなる教育の充実に向けてどのように努力していくのかというご質問についてお答えいたします。

総合計画は、将来的なまちづくりを総合的、計画的に進めていくための指針であることから、教育行政におきましても、平成22年度からスタートした第5次津別町総合計画の実践を根幹に据え、事業を推進しているところであります。その事業計画の実行計画に盛り込まれている32のプロジェクト、134事業のうち教育関係では、「町民が主役、町に多彩な人を創り出す」プロジェクトに8事業、「みどり&環境のまちづくりを目ざす」の1事業を、教育委員会が実施主体となって進めることとしており、この間教育委員会所管のすべての事業につきまして、既に何らかの形で推進しているところであります。

また、事業を推進するに当たっての基本的な考え方といたしましては、前期計画の後半に当たる今年度は、これまでの取り組みを踏まえて後期計画及び今後予想される事業を見据え、さらにこの先の多様な変化に対応できる土台づくり、基盤固めの年にしたいとの考えから、教育行政方針に幾つかの新たな事業を盛り込み推進しているところであります。土台づくり、基盤づくりといたしましては、取り組む主なものとして、一つは教育という営みは相互の信頼関係が基盤であり、子どもと教員はもちろん、教員と校長、学校と学校、学校と教育委員会など関係者間の信頼と連携、これを今年度の教育活動の根幹に据えて事業を推進することとし、既に小学校と中学校、中学校と中学校、小中高などで連携を意識した新たな事業に取り組んでいます。

また、子どもは社会の宝であることから、学校のみならず家庭や事業所にもそれぞれに役割に応じて力を発揮していただくことを期待し、目下町内の事業所9カ所に教育行政の支援事業所として協定締結いただけるよう働きかけをしています。

これらの基盤をしっかりと強化しながら、地域全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

二つ目は、人を育てる土台づくりです。学校教育におきましては、子どもたちが将

来自分で道を切り開いていけるよう太くて丈夫な根、生きる土台となるしっかりした根を育てる教育の推進を年度当初の校長会で示達いたしました。

また、社会教育では、次世代のリーダー養成を目指して今年度新たな青年活動事業に取り組んだところです。最近、町内に農業後継者や各事業所に若年層の方が増えてきているものの、職域や団体内の活動、交流にとどまっているなどのことから、今年度において若者が出会い、学び、交流、活動する青年層の新しい組織化を進めてきましたが、先頃「アンド」、これは何々をつなぐパイプ役となるという意味の青年層の組織が青年活動支援プロジェクトとして誕生いたしました。この生まれたばかりの組織が丈夫な根を張って活動できるようしっかり支えるとともに、やがて太い幹に成長し、主体的な活動の実践とともにいろいろな形でまちづくりに貢献いただけることを期待しているところであります。

以上、申し上げましたとおり今年度は今後の各種事業を効率的、効果的に進めていくために必要な基礎をしっかりとつくるということを基本に据えて、総合計画並びに教育行政方針を具体化する事業を進めておりますが、これらの土台づくりがこの先生かせるよう、より一層本町の教育の振興と発展に努めてまいりたいと考えていることを申し上げご答弁をいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 それでは、私の方から残り2点の関係につきまして答弁させていただきます。

まず一つ目の総合計画3分野の進捗状況についてでございます。この第5次総合計画は、平成20年7月に審議会の諮問を行いまして53名の委員により17回の協議を経て、平成21年12月に答申されたものでございます。この総合計画は、「町は舞台、町民が主役」を合言葉に平成22年度から平成31年度までの10年間の計画であり、まちづくりの基本となる本町の最上位計画としてまちづくりの基本理念や町の目指す将来像を示した基本構想と、そこに示された将来像を達成するための実行計画により構成されているところです。実行計画につきましては、基本構想を具現化していく戦略プロジェクトと具体的な計画事業及びプロジェクトを盛り込んだ「賑わいと交流のまちを創出するために」と「重点プロジェクトと社会基盤の整備」の3つの分野から成り

立っております。

実行計画に掲げる計画事業やプロジェクトを具体化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする具体的な事業の推進計画を示すものが実施計画でありまして、財政に裏付けられた実効性のある計画とするため平成 22 年度から平成 26 年度までを前期とする 5 年計画とし、32 のプロジェクトと 134 の事業から成り立っております。

実行計画の分野ごとの進捗状況の検証につきましては、総合計画の中でまちづくりセンター運営協議会の 5 つの役割の一つとして計画の進行管理機能が設定されております。本来であれば、まちづくりセンター運営協議会においてその作業が行われるべきところでありましたが、組織自体が立ち上がったばかりであり、与えられた役割のすべてを短期間で行うことは極めて困難であることから、これまで取り組みが行われなかった実情にあったところです。しかしながら、総合計画の前期実施計画も 4 年目を迎えまして、27 年度からは後期実施計画が始まることを踏まえまして、庁内の政策調整会議において調整した後、まちづくりセンター運営協議会と協議を行い当面の措置として、町において進捗状況の検証を行うこととし、現在、今年 9 月 20 日を期限として、各課においてその作業を行っているところでございます。

その結果を受けまして、総合計画の担当である住民企画課において取りまとめを行い、その内容につきましては、取りまとめを終了後直近の両常任委員会で報告を行う予定としておりまして、その後町民の皆様へ広報等を通じて内容をお知らせする予定としているところでございます。

もう一つの人口減少が続く中で実行計画の再評価ということでございますけれども、総合計画に掲げる事業やプロジェクトを具体化するための具体的な取り組みが実行計画でありまして、平成 26 年度までの前期計画には 32 のプロジェクトと 134 の事業が先ほど申し上げましたとおりでございます。現在進捗状況の検証に取り組んでいるところですが、平成 26 年度に個別事業を中心とした前期計画の検証作業を行うとともに、平成 27 年度からの 5 年間の後期計画の実施計画を策定することとしているところです。

現段階での事業の進捗状況ですが、32 あるプロジェクトのうちほとんどが実施の進捗はあるものの取り組みが行われています。しかし、中には地域事情や事業の困難性、多くの時間と労力を要すると予想されるものがあることから、取り組みに至らない、

あるいは取り組んでもなかなか進まない事業があるのも事実であります。また、総合計画は10年間という長期間にわたるものでありまして、この間においても政権交代が繰り返されるなど、政治経済の情勢や社会情勢が変化していく中で、国や道の財政状況や地方財政に対する基本的な方向や考えも変化していくものと予想されます。計画策定時と異なる状況や事情も生じているため、これらをかんがみまして、平成26年度中の後期計画の事業実施計画の策定にあわせ、再評価を含め実行計画の見直しが必要であるかどうかの検討も行ってまいりたいというふうに考えています。

いずれにいたしましても、現在は前期計画の途中であり、安定した財政運営の持続を前提としながら、ソフト施策と連動しつつ、効率的で効果の高い事業への重点化を図るなど、着実な事業の実施を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 私の質問に対しまして、それぞれ答弁をいただきましたので、この答弁を聞きまして少し気になる部分だけ再質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、ちょっと順番あれですけれども答弁の順番でひとついきたいと思っております。まず、教育長の答弁されました関係でありますけど、このことにつきましては、教育方針の中でもうたわれているとおり、今も答弁されましたとおり内容や趣旨、それから教育長の目指そうとする意気込み、事業の推進に対しての努力目標は十分伝わってまいりましたが、この中でいろいろと人づくりや環境づくりも含めまして、大変難しい課題もあるわけですが、基本的にこの計画の目指す姿の実現に向けては、いかに教育行政だけでなく、いかに地方行政との連携と、それから町民皆さんの意識の高揚を図ることが私は推進の上では大事なことでないかと思っておりますから、この点今は今年は土台づくりと言ってますけど教育長はどのように考えて推進されるかこの点だけひとつお答えになってほしいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 基本的なことは1回目の答弁で申し上げましたけれども、

やっぱり人づくり、これは百年の大計といわれるとおりに時間のかかるものだというふうに思っておりますし、町の将来を見据えたときに、今後人口減少や少子高齢化、そういったことがさらに進行する、そういった中であって持続可能な本町をつくり上げていくというためには、地域を支える人が必要なんだというふうに思っています。これは、その育成というのは町の将来の基盤をつくるものだというふうに考えておりました、どのようにそういう人を育てていくかというところで今いろんな取り組みを始めたところでありまして、一つ子どもの教育でいえば、いろんな調査結果からこの学校でも児童生徒の家庭での過ごし方、ここが課題にあるというふうに認識しています。日常生活の多くを過ごす家庭における過ごし方、それから親の関わり方、そういったことが将来の子どもの成長に大きな影響を与えるものだというふうに思っておりますけれども、なかなか教育にすべて目を向けてくれないというところもありまして、じゃあどういうふうに少し関心を持ってもらったり、親の役割、家庭の役割、地域の役割を果たしてもらおうのかということではいろいろ模索しているところでもあります。そこで、先ほど申し上げましたとおり、今回事業所に協力をいただいて、事業所の休憩所等に学校からの便りだとか、あるいは教育情報、そういったものを送らせていただいて、それを掲示いただくと。休憩時間にそういったものを目に触れて話題にさせていただいて、教育に目を向けてもらおうというふうなことで、一つそういうきっかけになればいいかなというふうに思っておりますけれども、そういう目指す姿の土台づくりの一つとして地域の協力だとか、あるいは事業所の協力だとか、家庭の役割の確認だとか、そういったようなところを今一度確認しながら進めていきたいなというふうに思って幾つかの事業に取り組んでいるところでもあります。当然町政との連携、そういったものを意識するということにつきましては、人づくり事業につきましては、町部局のほうでもそういったことに取り組んでおりますし、当然そことの連携というのは意識しながらも進めていかなければならないというふうに思っているところでもあります。

意識の高揚を図るというのも一気に進むものではありませんし、こういった活動を地道に広げながら目指す姿、今考えているのは子どもが元気、大人が元気、そして地域が元気、そういうふうに生き生き、はつらつとするようなまちづくり、そのためには

やっぱり核となるのは人だというふうなことで、先ほど申し上げた事業を進めているわけでありませけれども、そういったところを目指すということに向けて町のほうとも連携しながら進めていきたいなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 教育長の答弁で私はこれ以上質問することは今のところは控えさせていただきます。大体事業所にもそういう形を進めながら町民にいかに関心を持たせていくかということが大事だということを十分に認識しているようですので、ひとつそういう関係で聞いたわけですので、私なりに理解いたしましたので、この質問についてはこれで終わりたいと思います。

それでは、町長のほうにまずお聞きしたいと思っておりますけれども、私はこの総合計画の関係について質問しました進捗状況と各分野ごとの進捗状況と検証についてでありますけど、この点についてちょっと私の考えと少しずれているなという考えがあるわけです。それで、そのことを一つ一つ取り上げるのではなくて、まず率直に町長に聞きたいのですが、まず総合計画の実行に向けて大事なことは計画どおり年ごとに着実に事業が実行していくことであり、そのために毎年検証していくことが本来の取り組み方と思いますが、この点どう考えて取り組んでいるのか再度お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 毎年もちろん検証してございます。132事業、それは予算編成の段階でも前期の計画の中で載っているかどうかというのは、原課からの提出予算編成資料の中に必ず記載して、それは計画の中のどの事業に該当するものかというようなことが必ず明記されるような形をとっておりますので、そういう形で進んでおります。ただ、事業としてお金をかけてやる部分とそうでない部分とがあります。そういったところを含めてもう少しきちんとそれぞれの原課の中で把握をしてチェックをしておく必要があると、それは後期の計画をつくる上で必要であるので、そろそろきちんとしたものを出してもらいたいということで実は8月の管理職会議、いわゆる庁議でお話をしまして、そして今9月の20日付けをもってそれぞれ提出をしてもらうということで今整理を進めているところでございます。

この管理の状況につきましては、議員もご承知のとおり昨年の6月議会で谷川議員さんのほうから逐次ご質問がございまして、それにお答えをしております。事業費と全体事業費、それから実行済みのもの、それから今後取り組みのもの等々を今何パーセントぐらいなのかというのは、昨年の6月段階のものをご提示しているところがございますけれども、その次の段階のものを今進めているということでご理解をしていただければというふうに思います。前回もお話ししまして、今もそうなんですけれども、この134の事業の中で、全く今手つかずの状態というのが2つ事業がございます。それは、木のまちづくりをアピールするデザインによる景観整備、これがまだ進んでございません。それからチミケップネイチャーセンターの開設、これも上里のほうにはでき上がったのですが、チミケップのほうにはできていないということで、これは今後のどのような形で進めていくかということも含めて、率直なところ原課で対応している部分で意見も出してもらいながら今後進めていきたいなというふうに考えているところがございます。

そんなようなことで進めておりますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 今の答弁でも進捗状況によってはいろいろと事情もあったり、なかなか思うようにも進まない点もあると、134の個別の事業合わせてあるわけですから、すべて私は順調に進んでいるとは思っていませんけれども、そこでちょっともう一回聞きたいわけですが、計画では前期計画と後期実行計画が一応あるわけですが、前期もまだ少し残っていますけど、やはり後期実行計画につないでいくためには、ある程度前期実行計画が進んでいて、そして後期実行計画でまた残りの部分をやるということで考えるところでもありますけど、町長は前期実行計画でいろいろな実情があるのはわかりますけれど、ある程度どう評価しているのか、よしと思っているのか全然5年間の中ではちょっと遅いと思っているのか、その点だけ確認したいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 全体的な印象になりますけれども、ほとんど先ほど二つ申し上げました以外につきましては、既にもうきちっと進んでいるもの、それから何らか

の形でもう着手されているもの等々ありまして、大方のものが前期計画の中で進んでいるというふうに思います。ただ、一つ例えば認定こども園のように前期計画の中で完成予定というふうにしておりましてけれども、諸般の事情、相手との交渉ごとともいろいろありますので、1年ずれて後期に入ってくるということでもありますけれども、これも既に着実に進んでいる状況でありますので、5年5年刻みのところでいけば、ずれ込んでいるところもありますけれども、相当な部分で着手されているというふうに考えております。あわせましてこの前期の計画、それから後期のこれからつくる計画ですけれども、それにセットとして財政計画も一緒にあわせてつくっております。財政のやはり確保といいますか、それがなければでき上がるものでもありませんので、この後期計画については、またその先の5年間の今また政権交代等々で様子も変わってまいりましたので、それらも踏まえて財政計画も立てながら、後期に向かっていくということになろうかというふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 町長、さっき私検証の件について毎年、年ごとにきちっと検証していくのが本来の取り組みだと申しましたけれども、強く町長から答弁いただかなかったのですけれども、短期間でいろいろと困難な事情もあったり、いろいろとそれは最初の答弁でわかりますけれども、すぐさま、来年からでもその検証をきちっとやるという意思があるかどうか、再度確認したいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 都度進めておりますけれども、きちっとした表を使って、そして、これからもしかしたらこれは必要ないかもしれないということも含めて、実は今9月20日を期限としてそれぞれ進めているということでございますので、それはまた先ほど言いましたように所管の両委員会になると思います。すべてにかかわってきますので、そこにまとまり次第提示をいたしまして、皆様のご意見をまた伺ってきたいというふうに思います。そのときには、これはこの先必要ないのではないかと、あるいはこれはもう少し拡大すべきではないかというようなご意見も伺いながら、後期に向けていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） それでは、3点目の質問に対して再質問させていただきますけれども、私はやはり今の現状を見ながら、もしこの計画どおり総合計画が進めても、目標の最終年度の時期には人口減少も含めてある程度町の状況というのは想定できるのではないかと思いますけれども、町長はどのようにそれを読んでいるのか、まず聞きたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 人口減少はまず間違いなく進んでいくだろうということで、国立人口問題研究所の発表もありましたとおり、それほど狂わない数字が提示されているところです。多分、そういうことになっていくのかなということも想定されますけれども、そういう人口減少も含めて、この総合計画というのは最上位計画ですので、そこから個別計画がさまざま出てきます。例えば住生活基本計画なんかもそうですし、そこでいけば当然人口減少を予測した中で建物、公営住宅の整備を今あるものを全部改修する、あるいは新築するということではなくて、想定して減少させて、その計画に基づいて新築して壊していくというやり方をとっていますので、人口減少というものが頭の想定の中に入れながら計画がつくられていっているということでご了解いただきたいと思います。

かつての総合計画は、見てもおわかりだというふうに思いますけれども、やはりこうありたいということで、実際の人口よりもこの人口に、例えば1万人であれば1万2,000人にしようということで進めてきた経過をご承知かというふうに思いますけれども、なかなかそういう状態にもなっておりませんので、やっぱり現実を見つめた中で、計画を推進していきたいというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 今の質問に対して、現実を見極めながら、ある程度想定して計画が進んでいるということですから、それはそれでよろしいと思いますけれど、私はなぜこういう質問をしているかという、じゃあ、その時期になって、この計画どおり進んだとしても、やはり10年たってこれだけ町は整備されていろいろと暮らしやすい計画になったなということを引きちと成果が出てくればいいけど、それだけ町民の人たちも意識すればいいけど、やはりそういうことが私はちょっと心配しているわけ

で、そういう面では私はもしそういうことが考えられると思いますので、早目の時期にやっぱり計画内容とか事業を見直していく必要があるのではないかと感じております。この点は、私は大変町長にきちっとした考えを持ってもらいたいと思っておりますけど、この点についてお伺いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今ちょうど計画が始まって3年半というところです。ですから、まだ来年1年あるわけですけれども、そろそろきちっとしたものを今やってきた実際の成果、それから、これは計画では上げたけれども10年というスパンを見ると、むしろ今の時代の流れからいくと必要なくなってきたのかもしれないというようなこともあるかというふうに思いますので、それらも検証していきたいというふうに考えています。そうやって10年に向かっていくのだらうというふうに思っています。また、計画にはなかったことも、その都度出てきます。例えば、本岐だとか相生のそういった集落の所になんとか活性化を持たせたいということで、いろんな施設だとか構想もこの計画の中に載っておりますけれども、現実にはそういうことは今はできておりませんけれども、しかし相生も含めて地域おこし協力隊という人的な投入をして、そこに今一つの動きが出始めているというようなこともございますし、計画をそのときどきにあわせて豊富化していくということも、あわせて進めてきているということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 私は、この一般質問の中で細かいことを言っておいて詰めて議論をしようという気持ちは全くありません。町長の姿勢を伺っているわけですから、その点も一つ考慮に入れて答弁してほしいと思います。

私は、今のことに关しましては、私はもう少し、もうそろそろ考えるということ自体が少しのんき過ぎるなど思っております。やっぱり、見直すなら早目に見直すとか、事業をカットするのならするだとか、私は総合計画そのものを全く否定はしません。ただ、先の津別町を見るときに、やはりそういうことが本当に投資効果があったとか、ああやっぱり人口がこれだけ残ってくれたとか、そういう成果につながればいいのですけど、確かに最初の総合計画となって希望的な観測は人口も含めてうたっております。

せんけど、やはりそういった意味では私は非常に心配しているわけですから、もう少し前向きにこの点について見直すなら見直す、早い時期に見直すなら見直すという、そういう町長の考え示してほしいと思いますけれどもいかがですか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 早目に見直すということで今月集約されます。ですから、それを基にしたらそんなに遠くないうちにご提示できるかというふうに思っています。3年半というところで、3年半が見直しが遅いのかどうかというと、一定の動きというのも見直す上で必要になってきますので、この時期が適切なのかどうかというのはありますけれども、そんなに遅いというふうには認識いたしておりません。計画そのものは、53名の町民の皆さんがたくさんの方を重ねてつくったものですから、それを実現していくというのが理事者のほうの仕事でありますし、それをやれと決議をいただいたのが議員の皆さんですので、お互いにまた進んできた内容について、双方で点検し合いながらさらに計画の実現に向けて進んでいきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 今町長から見直しの点も答弁いただきましたけれども、私は最初にも言いましたけれども、見直すということはきちっとした点検なりやっぱり検証なりがされてこそ初めて見直しが出てくるのです。ですから、私は今からまとめてどうだということにはならないだろうと。きちっとしたやっぱり双方の点検なり、検証がされてこそ見直しが出るのです。以前の総合計画はローリングとって何年に一回は見直しということでやってましたけれども、今回はそういうこともありませんけれども、町長は町の責任者としてかじ取りをしていくのですから、町長の考え一つで私はこの点においては、やはり早くもできるし、やっぱりこの部分はということできると思います。その検証も町長自体がきちっとすればいいのです。その点について答弁願います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私自身のメモというのがあります。どれがどうなったかというのは、しかしきちんと担当している、対応している現場の職員がいます。そこに指

揮をとる指揮官もいます。そこが今、今月をもって、こういうことだということを出してくるのです。それをこちらでまとめて、そう遠くないうちに所管の委員会、2つの委員会にご提示申し上げますので、そこでまた皆さんのご意見を受けながらこれは見直すべきだ、どうかというのは、こちらの意見も出しますけれども議員の皆さんからも意見を伺いながら、そして進めていきたいということですのでご理解賜りたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） この点であだこうだと、これ以上のことは私はやりとりはしませんけれども、そういう感じであるのなら私もそういうことだということと考えております。

それで、最後のちょっと質問をしたいと思います。この総合計画をいかにしっかりと取り組みながら仕上げていくことが大事なことでないかと私は思いますが、町長として目標の最終年度までこの計画を成し遂げていく気持ちがあるか、最後の締めには町長のその気持ちをお聞きしたいと思いますので、答弁願います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私にも任期がございます。ですから今を一生懸命対応していくということでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） この件については当然のことです。2期目もあと残すところ1年余りです。私が町長が、この計画10年間をやり遂げるかということを知っているわけでは、これはどうなるかわかりません。それはやり遂げるのではなくて、そういう気持ちがあるかということを知っているわけでは、もちろん3期目も4期もあるわけですから、来年やめるとなったらできませんけれども、それを確たる信念を持ってやはり成し遂げるかということを確認しているわけですから、その考え方を示してほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私の前の町長も、第4次総合計画をつくって、その任期に合っているわけではないですね。それは総合計画に合わせた任期にはなっておりませ

ん。ですから、それはあり得ることですので、そこで町長が変わっていくということは。しかし、私のところで第5次総合計画というのができましたので、その10年間の計画の中で4年4年の単位が与えられていますので、その今ある単位の中で期間の中で精いっぱい努力をしていくということであるということです。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

休憩 午後 0時 5分

再開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] それでは、先に通告しております2項目につきまして質問させていただきたいと思います。

最初に、行政組織について3つの質問をさせていただきたいと思います。佐藤議員からも質問があったと思いますがグループ制が試行されて現在正規に事務が行われていると思いますが、この行政組織の中で次の3点についてお伺いをしたいと思います。

最初に1点目、試行から正規なグループ制に移行して、町民の反応をどう捉えているのか。二つ目、職員の意識を含め、能力や効率の点をどう把握しているのか。3点目、町長が就任してから早期退職など、この中に不慮の事故がありますが今までかつてないことが続いていると思われませんが、その要因や防止策について伺いをしたいと思います。

二つ目の項目でございますが、遊休町有地についてお伺いをしたいと思います。現在町で保有しております町有地については、それぞれございますけれども、計画のない遊休町有地についてお伺いをしたいと思います。実態と管理状況についてどうなっているのか。二つ目、今後の処分及び管理計画についてお伺いをしたいと思います。

以上よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　それでは、ただ今ご質問のありました２点につきましてお答えしたいというふうに思います。

まず、一つの行政組織の関係でございます。大きく三つございました。一つ目の市民の反応をどう捉えているかということでございます。グループ制の執行に当たりましては、課長・主幹が各グループのリーダーとして業務の調整を行い、主担当・副担当を配置して業務に支障が出ないよう遂行しているところです。この制度について不便を感じているという際立った意見は聞いておりませんが、ただ、職員の習熟度によって対応が即座にできないことはあるかというふうに思います。具体的な不便があれば、自治会長会議などで発言があると思いますが、今年のまちづくり懇談会においても問いかけてみたいというふうに考えております。

二つ目の職員の意識を含め能力や効率の点をどう把握しているかということでございます。これまで、職員を対象としたアンケートや課ごとの会議における意見といたしまして、チーム全体での事務処理に不可欠な課内会議・グループ会議が不足している。それから、職員研修の充実などによる意識改革が必要、人材育成計画の見直しが必要、目標管理制度及び人事評価システムの導入に向けての検討が必要と、そしてアウトソーシングの検討が必要というような意見が出されているところでございます。グループ制は定員管理計画に基づく職員の削減を、組織の総合力で対応していく仕組みでありまして、グループを構成する職員個々の能力開発は、簡素で効率的な行政運営を図るためにも常に行っていかなければならないものだというふうに考えているところです。

能力開発には、職員自らが成長しようという意欲が不可欠でありまして、自己啓発が能力開発の基本となるため、行政需要の高度化・多様化に対応する職場内研修や特定すべき課題や開発すべき能力を高める研修期間における専門研修に派遣することなどにより、時代の変化を読み取り、幅広い視野と柔軟な発想を持ち、積極的に行動できる職員の能力開発を進めて組織力を高めていくことというふうに行っているところです。

また、職員の能力と組織マネジメントは、コミュニケーションによって高まってい

くものと考えられますことから、職場内の価値や目標が共有され、職員個々が協力し合いながらそれぞれの役割を果たせるような職場を築いていきたいというふうに考えているところでございます。

三つ目の早期退職などが続いているが、要因の把握や防止策はということでございます。今年を含むこの5年間で14名の職員が定年を迎えずに退職しています。理由はさまざま、仕事を離れてゆっくり人生を送りたいというふう考えた職員、それから家族の介護をしなければならなくなった職員、家族の転勤により転出した職員、突然死した職員、特別職になった職員、長く病を患っていた職員などというふうな形になっております。働き続けるためには、職員自身が特に心身ともに健康であることが基本になることから、定期健康診断やメンタルヘルス研修と健康相談体制の整備など、職員の健康管理体制の充実を図っているところであります。また、職場内の良好なコミュニケーションや一斉退庁日のノー残業デーの徹底により、疾病予防の取り組みを安全衛生委員会を中心に今後とも取り組みを継続してまいる所存でございます。

次に、大きな二つ目の遊休町有地についてであります。実態と管理状況についてでありますけれども、平成24年度末の町有地の面積は、2,182万7,837.74平方メートルで、このうち貸付地は90万6,555.86平米で、お尋ねの遊休地は23筆7万3,277.41平米となっております。この遊休地の51%を占めるケアハウス横の土地につきましては、福祉施設構想が想定されていますけれども、次に面積の大きい活潑の旧Kニット跡地は20%を占めております。それから、倉石正人氏から寄附を受けた緑町町有地は12%を占めておりまして、これらはいずれも今のところ利用予定のない土地ということになってございます。

遊休地の管理につきましては、現在、特別なことはしていませんが、隣地の環境に配慮する必要がある場合は、草刈りを行うなどの維持管理に努めているところでございます。今後の処分及び管理計画についてですが、明確に定めているものはありませんが、引き続いて草刈りなど環境整備を行うとともに利用予定のない町有地につきましては、土地の有効利用と財源確保を図るという観点から、売却又は貸し付けを進めていく考えであります。なお、遊休地を処分又は取得しようとする場合は、町有地処分基準によりまして取り扱うこととしております。土地処分等庁内調整委員会におき

まして、処分価格又は処分価格を参考に取得価格を算定いたしまして、私に対して具申することとしているところでございます。また、貸し付けする場合は、土地貸付算定基準によりまして、普通財産においては貸付料として、行政財産においては使用料として料金を徴しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） それぞれお答えをいただいたところですが、再度お伺いをしたいと思います。まず、グループ制に移行して町民がどういうふうに捉えているかということでお答えいただいたわけですが、このグループ制に移行して町民の方にいろいろ聞いているところです。このグループ制というのは、行政組織のスリム化含めてそれぞれいろんな理由があって機構改革を行ったと思いますが、住民サービスをやはりきちっとした形で継続することが重要ではないかということ、町民がこのグループ制と乖離があるのではということ、伺いたいのですが、電話してもあれがない、これがないということ、なかなか即対応ができないということについて、町長はどういうふうに感じているのか、そういうことを部下から伺っているのかどうかお伺いをしたいと、そういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それは、いつの状況なのか、ごく最近のことなのかちょっとわかりませんが、そういうこともあったかと思えます。これは、グループ制に限らず以前からもずっとあったというふうに自分が職員時代からも、そういうことはよく聞かれたことだと思えます。これはグループ制というよりも職員の接受の問題だというふうに考えております。そこで、町としてはさまざま電話の対応も含めてですけども、そういう接客（聴取不能）に対する研修も積み重ねてきておりますし、職員には担当課も通じながらきちっと対応するように話の仕方、そういったこともしっかりできるよということを進めておりますので、もし以前もお話があったと思えますけれども具体的な事例がありましたら遠慮なく言っていただいて、直接本人にも直すような形にさせていただきますということで何回か答弁をしておりますので、そのような形で進めていきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 町長は、以前にもそういう答えをいただいたところなのですが、これは最近です、どうもグループ制になっていいことがないと。そういう町民の声も非常に多いということは、やはり高齢化が進む中で、常時行っている人は余り感じないかもしれませんが、通常このグループ制の移行のときは、そのグループ制の中でそれぞれ仕事を持っていますけれども、グループ制の中でたらい回しにならないようにそれぞれグループの中で、グループ内の仕事を把握して即対応できるようにということで進めてきたと思いますが、再度この点について伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そういうグループ制になってよいことはないという町民の方も議員が聞いているかというふうに思いますけれども、それについては具体的にまた担当する所に、担当するのは中心になるのは総務課になりますけれども、そこにお話をいただいて、具体的な事例を示していただいて、そうしなければ直っていきませんので、お話をぜひしていただきたいと思います。そういう形で完成形はなかなかそう簡単なものではないかというふうに思いますけれども、改良なり改善を加えながらよりよい方向に進んでいきたいというふうに思いますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） これは行政組織の中で重要なことだというふうに捉えておりますけれども、町長が職員の所を回っていろいろ話を聞いているかどうか、それはわかりませんが、このグループ制は本当に住民サービスの観点から住民に親しまれるということに移行するならば、やはり自治会長会議、まちづくり懇談会以外に住民に対しての公聴会等開いて、どうなっているのか広く住民から話を聞く機会を持つべきではないかと、そういうふうに思いますけれども、この点について伺いたしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 公聴会ということで、この話題がなじむかどうかちょっとわ

かりませんけれども、いずれにいたしましても、自治会長会議、そこでも出ているお話は職員の接遇の関係です。グループ制そのものに対してのああでない、こうでないというのは少なくともまだ耳にはしておりません。また、そういうことがもしあるのであれば、先ほど言いましたようにまちづくり懇談会では、そういうことは投げかけておりませんので、皆さんがどういう反応をされるのか、それはこちらのほうからも今回テーマの一つの中に加えてお話しさせていただきたくないと。それに対して、どれぐらいどんな意見があるのかというのを確かめた上で、これは全体的にもう少し考えたほうがいいのかなどといった判断に立った場合は、また考えさせていただきたくと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 十分工夫してやっていただきたいと思います。

それで、二つ目の点について伺いをしたいと思います。先ほどからグループ制に移行するに当たっては職員に意識だとか能力、効率、この点をいろんな形で職員研修含めてやっておられると思いますが、それぞれのグループの中で年間どれだけ事務量があって、どれだけ職員が必要なのかどうかと、それあたりのきちっとした年間の事務量プラス職員の数含めて、きちっとした形でやられているのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 人員がそれで今の現状でよいかどうかというのは、定員管理計画とも関連してまいりますので、今またそういう状況。そして、議員もご承知のように特養が来年の3月で町営が終わりまして、翌4月1日から民間移譲になるわけですが、その職員が今度は本庁にまいりますので、その職員配置等々も含めて考えていかなければならないことです。以前、ヒットをお願いをして、この事業に対してどれぐらいの人数が必要かということをざっくりコンサルしてもらったこともありましたけれども、当時から見たらまた事務力は変わっております。そんなこともありますので、そう遠くないうちに今佐藤議員さんにもお話しをしましており定員管理計画、それから定数の問題含めてしっかり考えて対応をしてみたいと、配置をしてみたいというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） このグループ制で成果の見方というのはいろいろあると思います。地方の財政が厳しくなって人件費の抑制とかいろいろございますけども、このグループ制の移行したのは、それとは別な成果を求めているのではないかと、いうことは、職員のいわゆるそれぞれの事務能力の向上だとかいろいろあろうと思いますけれども余り無理して、今回も一般会計含めて時間外の補正が多いようでございますが、先ほど残業しないような答弁もございましたけれども、やはり職員が不足している所は、かなり時間含めてやらざるを得ないという状況があるのではないかと、そういうふうに思います。その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 時間外の補正が多いということでございますけれども、以前私も昔財政をやっていたころは、給与費の7%なり8%を計上しておりましたけれども、今ご承知のように4%平均でそれぞれ出しています。議員がおっしゃられるように、そこそこによっては集中して時間外が発生する所がございます。ですから、当然当初から見て、4%はもうここは間違いなく1年間の中では超えていくというのはありますけれども、一律4%という方式をとっておりますので、出た場合は必要な分は補正させていただくということをとっています。これを例えば4%が5%に予算計上したらどうだ、あるいは6%にしたらどうだということになりますと、これはまた際限がなくなってくるので、やはり4%というのは一つのガイドラインとして決めて、そして必要な部分は補正をお願いするということで進めていきたいというふうに考えています。

特殊な勤務時間外等々もありますけれども、恒常的に人が慢性的に不足しているということがはっきりわかる所、事務量と人員配置がアンバランスになっているというような箇所がありましたら、それは職員の配置をしっかりと考えていきたいというふうに思っております。また、たまたま議員もご承知のように、この4月に採用する予定の方が自己都合によりまして採用をキャンセルといたしますか、取りやめるという直前であったりしまして、今年につきましては、予定の職員の配置ができなかった経過もありますけれども、合わせて途中で次のご質問にもあるかと思っておりますけれども、早期

退職が何人か出たりということで、ちょっとその部分では予定外のことが重なって職員が抜けた部分の、あるいは配置されるであった所に比重がかかってきているということは職員に対して、大変申し訳ないなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） この時間外は、それぞれ予算措置のときはいろいろ説明は受けているところですが、グループ制をやるということは、その時間外の解消も含まれているのではないかと。いわゆる課の中で調整できるものは全体で職員で仕事をする。いろいろ聞いているところによると、一人二人が極端に恒常的にやられている所もあるというようにちょっと耳に挟んでおりますけれども、そのあたりを先ほどから言っているとおり、きちっとした形でグループ制の成果を出すようにするべきでないかと思いますが、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私の段階につきましては、先ほど言いましたように、そのようになっていくように指示をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ちょっと私のほうからも実務的な部分もありますので、ちょっとお答えをさせていただきたいというぐあいに思います。時間外のやり方というのは、これは正直いいましてさまざまなやり方含めてあろうかと。山内議員はそういうところについては十分おわかりかというぐあいに思います。ただ、言えることは、自分の時間に合わせたり、自分の仕事に単純に合わせてやるということではなくて、やはり全体の中で、やっぱりこれはグループ制でありますから、それを考えていく。そしてやっぱり手伝ってもらえる方がいれば、一定の時間帯で済むということも当然あります。そういうようなことを含めて仕事のやり方等については、管理職を通じてもう一回再検討するよというふうな話も私どものほうで実はさせてもらっております。ただ、なかなか今の段階では、それがすんなりとすぐいっているかどうかということになりますと、これはちょっと若干まだ問題もあるかと思っておりますけれども、厳しくなっている状況ははっきりしておりますから、そういう部分については、そのようなことで進めていきたいというぐあいに思っています。今町長から話もあったとお

り4%やって、過去には基本的には平成15年以前は7%で当初予算を組んでいたかというぐあいに思います。その年によっては10%を超えた場合もあったというぐあいに私は認識しておりますけれども、これが今年の場合、これは今回の補正を含めて6.5%、それでは7%に達しないからいいのだということではありませんけれども、これはやっぱりこういうことを踏まえて内部の中でも検討するのか、検討しながら進めていきたいなというぐあいに思います。

ただ、人と仕事のバランスというのは非常にやっぱり難しい部分があります。やっぱり係の段階でいたときには、例えば1点何人という人数でこの仕事をやろうといったときにはやっぱり割れません、人間割れません。やっぱりそういうことでグループ制によってお互いが助け合うということで、そういうことも補っていく、そういうようなことも一つの狙いであったかというぐあいに今は思っているところでございますけれども、ただ、意見の中で多くなっている、そういう仕事の量が多くなっている所は適正配置もということで非常にご意見としてうれしく思うところが多々あるのですが、ただ、現実的には類似団体ということで言われますと、つい先日も振興局のほうから別な要件で来られたのですが、その中で津別の部分については類似団体よりは職員数が多いですねと、こういうことも今言われてきているところであります。ただ、そういう面で言われっ放しということにはなりませんから、私のほうとしてもアウトソーシング等含めて今こういう形でやってきていますというような個々のお話はさせてもらってますけれども、現実には、単純に見比べた場合の人の数の部分では今そういう話にもなっております。町長が就任した平成18年の段階で職員数143人、今年9月1日現在でいけば115人、28人が実は少なくなってきましたけれども、ただ、先ほど言いましたように類似団体ではまだ多いというようなことがあります。これをどのように仕事等含めてバランスよく埋めていくかということがこれから先も課題になってくるだろうというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 十分この点については今後ともきちっと把握した中で進めていきたいと、そういうふうに思います。

次に、先に質問したことについても関連がございますが、町長は先ほど答えていた

だいた5年間で14人の職員が定年退職を迎えずして退職をしていると、そういうふう
に答えていただいております。理由はそれぞれあると。仕事を離れてゆっくり人生を
送りたいというのがいるのかいないのか、ちょっと本人から聞いたのか、通常この先
を考えると通常では考えられないなど、そういうふうに思いますけれども。家族の介
護、家族の転勤とか…。ここで町長に前段お聞きしたいのは、お答えの中に突然死し
た職員と、ただ単純に書いてありますけれども、突然死とみずから死を選んだとい
うことは違うのではないかということで、全体的に早期退職と今回私が言っていること
について率直に町長はどのようなふう感じているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 仕事を離れてゆっくりしたいという方がいるのかというこ
とで、いるのです。それはやめるときに全部ヒヤリングしておりますので、ですから僕
らとしてはもうすぐ定年を迎えるのだから何も早くやめることはないのじゃないかと
いうお話もさせたりしておりますけれども、やはりそう思う人は一人じゃなくてやは
りいるということございます。

それから突然死というのは2人おまして、1人は自宅で脳溢血という形で以前前
野さんもそのような形で亡くなられたりしておりますけれども、同じように職員がそ
のような形で発見されたというのがあります。そういったことで、やはりちゃんと健
診を受けているか、総合健診ですね、そういったものをしっかり対応していこうとい
うことでそれ以前もやっておりましたけれども、それに増してそういう健診をしっか
り受けるようにさせていこうということで進めているところです。もう1人みずから
命を絶った方もおりますけれども、これは委員会でもお話ししましたように家庭の事
情によるということで、その理由は聞いておりますけれども、それは公表できるもの
ではございませんので、そのようなことがあったということ委員会でお話しをさせて
いただいておりますのでご了承いただければというふうに思います。

問題は、やはり心を病む人がこれほどの町村、教職員なんかがよく新聞に出ます
と非常に多くなっているということですが、市町村でも同じような現象が、こ
れは津別も実際にありますし、かなり数として出てきています。そういった中でメン
タルケアをしっかりさせていこうということで、これも項目の中に、健診というか職

員健診の中にしっかり組み込んで今やっているところがございますので、それはここすぐに始まったことじゃなくて、もうずっと昔からそういう形が出てきて病院を行ったり来たりと、薬をもらってまたよくなったかなと思うとまた状況が変わったまた行くというのが何年も続いている方がおまして、そういう現実もありますので、メンタルの部分についてはそれもしっかり対応していきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 今私が聞いたのは、このような未だかつてない状況が続いていると。町長は率直にどう感じているのかと。それを再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 未だかつてない状況というのは、どこと比較してのかよくわかりませんが、それぞれ今言いましたように理由があります。ですから大雑把な理由を述べさせていただきましたので、そういう状況にあるということで一番心配しているのは最後に先ほど言った点だということで、それにしっかり対応していこうというふうに考えているということです。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） わかってないのであればやむを得ないと思いますが…、それで特養が来年4月に移譲になって職員が7、8人町のほうに来ると。研修は、それぞれやられているというふうに今聞いております。長年向こうで働いてこちらに来るということは、非常にストレス含めて不安があるのではないかと、そういうふうに思いますけれども、どのようなもう6カ月程度しかない、その中でどのような研修含めて本人の希望の配置が可能なのかどうか含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今研修を、今日もやっているところですが、内容につきましてはかかわっている、直接指揮をとっている部門からお話しさせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（齊藤昭一君）　ただいまご質問のあった内容につきましては、先の全員協議会の中でも一部お話ししたところでもありますので、要点のみの説明にさせていただきますと思いますけれども、細々と言えば6項目ありますが、大きく言うと四つに絞っております。一つは接客含めた、電話対応を含めたところの部分。二つ目には役場の仕事は条例主義ではございますので、条例・規則をきちんと見れるようにしましょうと。三つ目には、予算編成資料から支出事務までの一連の部分について身近なものとして見れる力を持つと、そして、軽微な起案についても関わろうと。そして四つ目には、いわゆるチームでの作業でございますので、いろんな意味で細かなことをメモをとって、わからないことはすぐに質問する、あるいは連携をとって次の対応を講じるというところの大きく4点について身近な業務を通じながら身につけていただこうと。そのためには、基本になるのがパソコンの使用でございます。電源の入れ方から、じょうれいくん、あるいは伝票の起票に至るシステムに入っていくためのマニュアル等もコピーしながら1週間の研修を3回というようなことで、個々の状況に合わせて受け入れる側のほうとも連携をとって研修を進めております。1回の研修を終えた後には面談を行いまして、自分として自信の持てる場所、まだまだ自信のないところ、そういったところをみずから意識してもらい、次回の研修に生かそうということで目標設定し2回目の研修に臨むと、そのことを繰り返して3回ということではありますが、3週、3ローテーションともに同じ内容の目標を持っております。しかしながらこの間の面談の中でお話ししているのは、同じ所をぐるぐる回るのではなくて、一つでもらせん階段のように上昇していくような目標を持った臨み方をしていただきたいと。受け入れる側も前任者からの研修の状況を受けて、実のある研修にしてまいりたいということでもあります。

最後に、本人の希望を受け入れた形での人事配置になるのかということでもありますが、昨年の2月、3月段階に総務課のほうで個々の希望を聞いております。携わっている仕事に関連する所での事務を行いたいというところまでが精いっぱいのところではありますが、今後また具体的な考え方を聞きながら、希望配置にまではいかないにしても、どういった分野でというようなところについては把握しながら、内部で検討してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○副町長（佐藤正敏君） ちょっと私のほうからも説明させていただきたいと思えます。今ちょっと希望の配置の関係が出ましたけれども、例えば今一般職、園長以下一般職の者については、これは当然人事異動の中で一般業務ですから、これは問題ないのですけれども、看護職、それから介護職、それから賄いと、こういう実際の職種がございますけれども、希望したいと言ってもその職場は基本的にありません。ですから、昨年の段階等も含めて役場に残るということは、基本的には一般事務職を行うのですよということ、本人たちにも伝えているところであります。ただ、現状といたしまして、これからの今あと半年余りしかありませんけれども、この中でそれぞれ考え方、本人たちがまた改めて考えたり、そういう場所がもうそろそろ出てきているだろうというぐあいに思えます。そして、一般職で残れないという判断がされるのであれば、そういう職場のどこに行きたいのか、どうかだということ、これからは十分本人を交えながら、それは検討していきたいなというぐあいに思っていますけれども、結論は最終は本人たちの判断になりますから、残るということを大前提としながら私たちのほうは、そういうために研修も含めて今行っているということでもあります。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） これあたり、それぞれ職員には家族がいることですから、非常に早期退職含めて重たいものがあるというふうに思えます。今後そのあたり職員の状況踏まえてきちっと把握して、早いうちにそういうものがあればひとつ治して、健全な形で事務が執行できるような形の体制を十分考えていただきたいというふうに申し上げて一項目については終わりたいと思えます。

二つ目について、町のそれぞれ所有しております町有地について、特に遊休地、いわゆる計画を持っていないそれぞれの遊休地があろうと思えます。それぞれお答えいただいて、数字等はお聞きいたしました。国鉄から移管となった用地について、まだ未処理の所があるのではないかと。特に、緑町の和光木材のあそこの沿線については、それぞれ放置された状況で何ら町として方針を示していないというか、管理状況が早く言えば放置された状況になっていると。そのことについて把握しているのかど

うかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 旧国鉄用地の線路の後、緑町に少し残っておりますけれども、非常に入り込んだりしております、非常に使い勝手が悪くて、かつてなんとか居内さんの所から道路をひゅっとなげれないかということも考えたことはございますけれども、それをやるには立ち退きが幾つか出てくると、非常に難しい。お金を出せば整理はつくのですけれども、そういったことがやはり一つのネックになって今あのままの状態になっているということで、散歩をされたりする方もおりますので、草刈り等はしてまいりたいなというふうに思っているところです。特にあそこに今これからこういう計画を持っているというのは現在ないということでご了解いただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 町長はどこまで把握しているか知りませんが、これまであそこは道路計画があつて、これまでいわゆる計画を持っていなかった。道路を将来あそこを通すという考え方があつたということはあるけれども、もうその計画がないとした中で隣接の処分するのであれば、その話を進めるとか、やはりここに住んでいる方については、草ぼうぼうで荒れ放題な状況であると。野菜畑で管理している方も善意でやられている方もおりますけれども、やはりそれあたりいつまでも放置しないで、その付近の自治会、それから隣接している所にいろいろ聞いて早急にそのあたり整備を図っていただきたいと思えます。

それでは、次に相生の国鉄跡地で、旧官舎含めてそのままになっておりますけれども、これも多分含まれているのではないかとこのように思いますが、これについてどう考えているのかお伺いしたいというふうに思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 旧国鉄官舎の所もあります。あそこも格納庫もあつたりとか、いろいろしているわけですが、何とかしたいなという思いはありまして、たまたま今年の3月、相生地区に過疎の関係で総務省で追加補正が出るということもあつて、それに何とか乗って、そこを取り壊すことも、そして何か別な建物を建てていく

ということも考えて申請はしたのですが、残念ながら採用されずに至っています。ですから、あそこもあのままの状況にはなかなかしづらいというのもありまして、何とかしたいなというふうに考えているところです。建物も相当古くなっていますので、何とかしたいというふうに思っています。土地だけの問題でいけば、もっと面積の広い相生で旧宮林署の貯木場になるのですが、一時温泉を掘るといような地元民間の方も動いた経過もある土地でありますけれども、そこは平地になっておりますので、草刈りをして特に用途はありませんけれども、そういうことは可能かというふうに思いますけれども、官舎の部分については、やはり建物で何か猫だとかいろんな犯罪だとか、そういうことになってまた困りますので、そこはまた壊すなり、例えば過疎債を利用して壊すなり、そういったことも考えていかなくちやならないのかなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） やはり津別の市街地ばかり力を入れるのもわかるのですが、やはり集落のほうにも目を向けて、どうしたらいいのか、それは早急に検討すべきでないかなと思います。

続いて、本岐中学校跡地のグラウンドもいろいろ地域のほうから言われていると思いますけれども、これも計画、町としてはないというふうにとらまえておりますけれども、この点についてどう考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今議員がおっしゃられた所は、旧国鉄跡地の線路用地もそうですし、相生の官舎の所もそうですし、それから本岐の中学校の跡地もそうです。あるいは活波の旧Kニット工場の建てると言って建てずに寄附をされたこともあります。そういったそれぞれ何かをつくっていただくかどうかというのは、そこに当然お金もかかりますし、その中でこれこれをしていこうというのが実はやはりなかなかそう簡単にこれまで課題としてずっと昔から残っていた、廃止になった後から残っている状況です。自分の時代の中で何とかしなくちゃいけないのかなというふうに思いますけれども、すべてこれを理想の形で解消していくというのは、なかなか難しい状態にあるかなというふうに思いますけれども、また地域の皆さんの知恵も借りながら、何

かできる方向を探し当てながら対応していきたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 活汲のKニットのほうから譲渡された土地もありますけれども、あそこも一回は樹木を整理してやったのですが、またかなり荒れているという、そういうこともあります。特に目立つとか見える場所であり、住宅地も近いということで、将来とも使わないのであれば公募して売るなり貸すなり、やはりそういう手続きを十分検討すべきでないかと、そういうふうに思います。

最後に、町有地を処分だとか、そういうふうにする場合は基準があってそれぞれ処分価格、いろんなことがそこでやられるというふうにお答えいただいております。この基準はかなり前につくられたものと、そういうふうに思いますけれども、昨今経済状況を踏まえて、津別の土地の評価というのはかなり低くなっているし、それぞれ売買というのは非常に低下していると。そういう中で、この基準をやはり見直して実態に合わせた形で、処分なり含めてやるべきでないかと、そういうふうに思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほどの活汲だとか本岐だとか相生さまぎまあります。活汲につきましてはまちづくり懇談会でもたびたび出ておりまして、町長何とかならないかということで、地元の老人クラブ等がカボチャ畑にしたいから貸してくれというようなお話があったりとか、あるいは酪農家の方が草地にしたいので貸してもらえないかというようなお話もあったりしたのですが、いずれも表土が活汲の場合はなくなっていますので、そこを牧草地にするとなるとまた相当な費用をつぎ込まなくちゃいけないということだとか、それから同じような理由で、カボチャ畑も思ったのだけど、やはり話はなかったことにしてほしいというような地元からのお話もあったりして、浮かんでは消えていくというような状態ですけれども、あそこの線路用地の跡にも新しい家が当時幾つか建てられていますけれども、何件か既に空き家になっているというような状況になっておりまして、そういう中で売買しても売れるかどうかというのもちよっと疑問符が投げかけるところではありますけれども、いずれにしましてもこういう土地が残っているので、ご入り用の方はおりませんかというのは、やってしか

るべきかなというふうに思いますので、それは考えてまいりたいというふうに思います。

町有地の処分基準の関係については、これは2000年の4月に当時高瀬町長、工藤助役名で前の町長が助役の時ですけれども、町有地の処分基準の取り扱いということで決めております。32の事例も含めて崖地がこうなった場合だとか、非整形部分が10分の1以上の場合はこうしようとか、かなり細かな基準を設けています。それに基づいて今売買価格等を判断しながらやっておりますので、それに基づいて、見直して、見直す必要がない場合もありますし、それからこのポイントは今逆に上げるべきではないかとか、下げるべきではないかというのは、それはどこかの段階でやってもいいのかなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 1時 51分

再開 午後 2時 1分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 ただ今議長のお許しをいただきましたので、通告の2点についてお伺いをしたいと思います。

まず、最初に生活保護基準見直しによる町民への影響をどう考えているかについてお尋ねします。2012年8月に民主党政権下で社会保障と税の一体改革法、社会保障制度改革推進法が成立し、その附則の中で生活保護制度の見直しがありました。今その方向で進められてきましたけれども、この8月からいよいよ削減が始まりました。これは、今年度150億円、3年かけて670億円、最大10%を削減するというかつてない大幅な見直しです。今回8月では生活保護受給者の生活扶助費が削減され、今後冬期加算や医療扶助にも大なたが振るわれようとしています。受給者の困窮度はさらに増すことは間違いありません。このことについて、町長はどのようにお受けとめになら

れているか、どのようになるとお考えか伺いたいと思います。

また、生活保護基準は、最低賃金や社会保障などの根本になっております。労働者や生活弱者を支える制度に連動しています。住民税の非課税基準が下がり、そのため、高額療養費制度や医療、介護の保険料、利用料などの減額免除制度をはじめ、多くの制度に影響し、町民の少なくない人に影響する心配があります。来年度に向け、町の制度利用者の影響を試算し、最小限になるよう対策をとるべきではないでしょうか。

次に、就学援助制度について、無償とされている義務教育ですが、実際は多くの保護者負担があり、経済的に困難があっても子どもたちがお金の心配をしないで学校で学ぶために、国民の権利としてあるのが就学援助制度です。学校教育法第 19 条では、市町村が必要な援助を与えなければならないとなっています。津別町でも、今回の生活保護基準見直しで保護から外された子どもたちは準要保護になるとと思いますが、準要保護から外される児童生徒が出てくる可能性があります。保護者の収入が増えないのに、基準が変わったからと援助を止めることができるのでしょうか。町は子どもたちに実質的な影響が出ないように、現行の認定基準を見直すなど必要な対策を行うべきではないでしょうか。

次に、児童生徒の保護者が、外国人となる可能性が出てきています。日本語が十分でない場合、特に読み書きが難しい保護者には説明資料の言語に配慮が必要ですが、そのことについてどのようにお考えか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 茂呂竹さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（林 伸行君）〔登壇〕 ご質問の 1 番目の生活保護基準の見直しによる町民生活への影響につきましては、後ほど町長からお答えいただくこととし、私からは 2 番目のご質問であります、生活保護基準の見直しにより、要保護、準要保護の対象者に影響がないよう町の認定基準を見直すべきではないかというご質問についてお答えいたします。はじめに本町の要保護、準要保護の認定実績について申し上げます。平成 23 年度の要保護、準要保護のうち、準要保護の認定実績は、小学校 26 世帯・中学校 16 世帯の合計 42 世帯。平成 24 年度は小学校 17 世帯・中学校 14 世帯の合計 31

世帯、今年度は、小学校 16 世帯・中学校 14 世帯合計 30 世帯の認定となっています。なお、25 年度の要保護世帯は 2 世帯であります。これを就学援助費の実績で見ますと、平成 23 年度は小学校は 1 人当たり平均 6 万 9,000 円の援助費、中学校では 1 人当たり 10 万 6,000 円の援助費、平成 24 年度の小学生は 1 人当たり平均 6 万 4,000 円の援助費、中学校にあつては 1 人当たり平均 12 万 3,000 円の援助費となっています。この就学援助費は、文部科学省の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱及び、津別町要保護・準要保護児童生徒の認定及び就学援助費の援助に関する要綱により、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的として制度化しているものであります。

厚生労働省は、生活扶助基準の見直しに伴う他の制度へ、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本とするとしています。また、準要保護は地方単独事業であり、国は取り組みを説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼するとしています。仮に本町の要保護・準要保護児童生徒の認定及び就学援助費の扶助に関する要綱で定める基準を現行のまま据え置くとすると、試算では現在認定されている世帯で所得要件に該当する世帯が 5 世帯あり、このうち 2 世帯が今回の生活扶助基準の改定により、就学援助の非該当世帯となる可能性があります。議員ご承知のとおり準要保護に対する就学援助は、町が単独の基準で認定し、一般財源で措置しなければならないものではありませんが、制度の裏付けとなっている教育基本法や学校教育法の趣旨、また親の経済状況によって義務教育課程にある子どもの教育が左右されてはならないとの基本的な考えから、この度の生活扶助基準の見直しによって、現行基準で就学援助対象者となっている世帯に影響が出ないような方向で検討してまいりたいというふうに考えてることを申し上げ、お答えとさせていただきます。

次に、2 点目のご質問であります児童生徒の保護者が外国人となる場合の就学援助制度のわかりやすい説明についてお答えいたします。現在、本町には数名の外国人の保護者がおられると認識しております。ただ、私の承知する限りでは配偶者のどちらかが日本人であり、就学援助を説明する資料の言語について特別な配慮、例えば英語や中国語に翻訳した資料の作成が必要であるという考えはありませんでしたが、対象

となる世帯でわかりやすい説明が必要であるということであれば、直接教育委員会に電話あるいは学校等を通じるなどにより申し出いただければ、理解が得られる説明となるよう配慮したい考えがあることを申し上げお答えとさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] それでは残りの分につきまして2つあります。私のほうからお答えさせていただきます。1つ目の生活扶助基準の適正化と申しますか見直しの概要でございますけれども、生活扶助の基準額が5年に一度、一般低所得世帯の消費実態との均衡について検証を行うこととされておりまして、今回の改正に当たっては、一昨年に厚生労働省内に福祉分野に精通した方や、生活保護の業務に長年携わってきたなど、専門家による検証作業を行う専門部会が設置されたところでした。部会では、受給者に毎月生活保護費として支給している生活扶助の基準額と、一般低所得者世帯の消費実態を世帯の年齢や人数、居住地域に照らしての比較・検証が行われまして、その結果、基準額と一般低所得世帯の消費実態の間に違いが認められたことから、適正化を行うこととされたところでございます。

これまでデフレ傾向が続く中であっても、基準額や加算額が据え置かれてきたことを踏まえまして、均衡を図る観点から物価の動向を勘案した見直しとなっております。

また、年に一度12月に支給される期末一時扶助費については、現在、世帯人数が増えると世帯人数倍された金額が支給されていましたが、一般低所得者世帯の消費実態は、世帯人数が増えても消費額は世帯人数倍になっていないことから、消費実態と適切に均衡が図られるように見直しが行われたところでございます。

働いて得た収入のうち一部を収入と認定せず、手元に残す仕組みがありますが、そのうち特別控除については、制度本来の目的は終えているとの専門家の指摘などを踏まえて廃止されましたが、毎月適用されている基礎控除については、就労している方の就労インセンティブを高めるため、全員の基礎控除額が引き上げられたところであります。

本年7月現在でのオホーツク管内15町村の生活保護の状況につきましては、1,108世帯1,487人で、保護率12.9パーミル、パーミルというのは1,000人に対して何人ということですから、1,000人に対して12.9人ということになります。津別町は61世帯

77人で、保護率は14.1パーミルであり、管内の4番目というふうになっております。

津別町が該当する3級地2の基準生活費の算出例と比較いたしますと、20歳～40歳の単身世帯では、今年度は64,870円が63,990円となり、1カ月当たり880円の減額となります。60歳の単身世帯では61,640円が61,980円となり、逆に340円の増額となります。70歳代の単身世帯では59,170円が57,160円となりまして、2,010円の減額となります。70歳代2人世帯では88,270円が87,660円となり、610円の減額ということになります。

それぞれの収入状況や世帯状況などによりまして比較は困難ですが、最近の円安による日用品、光熱費の値上がりなどからして、生活保護世帯にあっても厳しい状況であると認識しており、また、生活保護を受けていない低所得者、国民年金等で暮らしている方々もさらに厳しい状況にあると思うところでございます。

次に、町の制度を利用している人の不利益を最小限にとということでございます。

今回の基準見直しにあたって国の対応方針として、「生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を考慮しながら、できる限りその影響が及ぼさないように対応することを基本的考えとする」というふうに行っているところです。

このため、本町は福祉寮の使用料は、「規則により生活保護の生活扶助基準の基準生活費、冬期加算額を加算した額、住宅扶助基準に定める額の合計額」としていることから、今回の改正により算定しますと、本年8月から10月までは、1カ月36,860円となりますが、従来どおり36,000円とし、11月から3月までは1カ月55,430円となりますが、これも従来どおり43,900円に据え置いているところでございます。

今後におきましても、生活保護基準と関連する制度につきましては、国の基本的考え方を念頭に適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） ただいまそれぞれお答えいただきました。まず就学援助制度についてなんですが、対象の世帯が2世帯あると。この制度から外れると思われる対象の世帯が2世帯あるということなんですけれども、このことについては就学援

助対象者に影響が出ないような方向で検討されるということでお答えいただきましたが、具体的にはどのようにしようとしてらっしゃるのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 要綱の基準で、所得の制限の関係が記載されておりますけれども最低生活費認定額の 1.3 倍以内とする現在の町の規定であります。ここをどうするのかというところは、手法として出てくるかと思えますけれども、他の町では所得の基準を設けなくて要綱を定めていると、そういった所もありますし、まずこの 1.3 を 1.4 にすればいいのか、5 にすればいいのかと現行の水準を維持するというふうなところでいくとどうなのかというところ、これから技術的な部分について検討していきたい。ただ、言えることは、1 回目でも申し上げましたけれども、現行の水準は維持したい。そういうことで要綱の見直しをしたいということを考えてることをお伝えしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん） 私は実害のないような方向で見直しをしていただければというふうに思っているところです。ぜひ、今教育長がおっしゃいましたけれども、いろいろ見ますと 1.3 倍の所もありますけれども、そういう基準のない客観的な基準のない所が結構たくさんあるようですし、東京の何区でしたか 1.5 倍というのもありますし、山口県の山口市では基本を 1.3 倍としながら、項目で例えば修学旅行費は 1.5 倍とか、給食費 2 分の 1 補助を 1.85 倍とかというような、細かく分けてある所もありますので、ぜひそういうあたりを参考にされて実害の出ない方向でお願いしたいと思えます。

次の、児童生徒の保護者が外国人となる場合、就学援助制度の説明する資料の言語に配慮が必要ではないかということなんですが、これは文科省でそういうふうな指導か何かあったんではないかと思えますけれども、近々小学校に入学するだろうと思われる世帯もありますし、あと数年のうちに小学校に入ると。教育長おっしゃいましたように、お母さんのほうが外国から来られている方ということで、日本語が全くわからない世帯ではありません。しかし、今後ご夫婦が外国人というようなことも可能性としてはないわけではないので、こういうことをついでにお聞きしたということなの

で、こういう方向で答えられた方向でご配慮をいただきたいというふうに思います。

次、町長さんのお答えなんですが、生保基準が見直された経過なんかもるるご説明いただきました。しかし、今回の見直し幅は、かつてない見直し幅になっていると思います。あらゆる社会保障の基礎となる生活保護基準ですので、本当に慎重に扱っていただきたいというふうに思います。

私、津別町では例えば40代の単身の方が880円減額されたとか、60代では340円増額されたとかいうお話ありましたけど、私の聞いている範囲では、生活扶助の減額が一番厳しかったのは母子家庭だと。子どもの数が複数いる母子家庭が一番減額幅が厳しかったというふうに聞いておりますが、津別町ではそのことを把握していらっしゃるでしょうか。どれぐらいの減額されたのか。例えば、お母さんと子ども2人というようなところで該当者があればどれぐらい減額されたのかお答えいただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 母子家庭の部分はちょっと調べておりませんが、後ほど担当のほうで調べているのであればお答えしたいというふうに思いますけれども、基準生活費の算出例ということで、先ほど例えば20歳から40歳の単身世帯というようなことずつとお話しをしてきました。先ほど言った数字は、今年の8月から変わっておりますので、3年後にまた変わりますよね。毎年漸減的に変わって行って3年後にきちんとした数字といたしますか目標数値になるわけですがけれども、その3年後のなる金額、それで見ますと上がることも随分あるというふうに見ております。20歳から40歳の単身では、3年後の数字と旧基準、7月分までのやつですけれども、その部分と比較しますと2,650円これマイナスになります。これはずっとその後続いていくわけですよ。それから41歳から59歳の単身では、これは3年後でいきますと月でいくと300円減るということです。それから、60歳の単身世帯であれば逆にこれは1,020円上がります。基準よりですね。それから、70歳の単身世帯、これが一番大きく落ち込みまして、月でいきますと3年後は6,030円落ちると、減額になるということになります。70歳代の2人世帯でいきますと4,280円アップします、逆に増えます。それから60歳代と70歳代の2人世帯、これも5,860円、1月増えるという形になりました。

て、すべてが減っていくということではなくて、あくまでも低所得世帯との比較において見直しがされてこのような結果になったということで認識しているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 具体的な母子世帯の議員おっしゃっていたような世帯での金額では把握はしておりませんが、ただ今回改正となりました部分でいきますと、12歳から19歳の生活扶助の場合、現行が3万2,610円が3万760円という形で3年後には1,850円の減額となるといった部分。あるいは、母子加算も今回減額となっておりますが、児童1人の場合は320円の減額、児童2人目からは、さらにこれに30円が上乗せになるというそういう形の中で、小学生・中学生ぐらいのお子さんを持っている母子世帯の部分については、減額幅が大きいのかなというふうに認識をしているところです。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 私が一番聞きたかったのは食べ盛りの子どもたちを抱えた母子家庭の扶助費が減額されるということがすごく気になっていたものですから、私の知り合いで旭川に住んでいる母1人子2人の所は、先月と比べて6,500円減額になったというふうに級地が違いますので、そういうことになってるのかなと思いますが、そのような幅で減らされているってことで心を痛めているところなんです。わかりました。母子加算が減らされると扶助費もこのように減らされるということは、よくわかりました。

それで、例えば3年かけて平均10%削減になっていくという国の制度なんですけれども、津別町で例えばこの制度の基準が影響を受ける制度というのがどれぐらいあって、どれぐらいの金額になるのか試算はしているかというような質問だったんですが、そのあたりは答弁になかったんですが、わかれば教えてください。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） 今後どれだけ影響が出てくるかという部分ですが、町の制度で言いますと、例えばへき地保育所の保育料だとか、訪問介護者利用者負担助成事業、あと介護予防だとかの事業だとか、あと成年後見制度の支援事業、あと介

護保険料、国民健康保険料だとかも出てくるかもしれませんが、具体的な影響額というのは、ちょっと非常に算出はできない状態です。一番大きいのは、個人住民税の非課税限度額の見直しが 25 年度はやりませんが、国の資料によりますと 26 年度の税制改正において対応するというようなことになっております。それで、その非課税限度額を参照としている事業等については、国のほうでは 26 年度以降の税制改正を踏まえて、その影響についての対応方針を出していきたいということになってございますので、詳しいその影響額というのは算出しかねるのかなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん） 多分そういうお答えが出るんだろうというふうに思ってたんですが、私も資料を持ってまして、26 年以降の税制改正でというのが結構たくさんあるんですね。多分 26 年、来年度ですけれども、26 年度税制改正を行われたら 27 年度から適用になるというようなことになってくと、やはり町としても例えば個人住民税の非課税の範囲だとか、いろんなことに先ほどおっしゃいました保育料とか、滞納処分の給料等の差し押さえ禁止額の最低生活費相当分なんていうのにまで影響していくというふうに私も調べてみましたけれども、こういうことで今私の経験の中でいうと、例えば国民年金の 2 割、5 割、7 割という減免制度がどういうふうになっていくのかとか、後期高齢者の医療費の適用除外とか、高額療養の所得区分とか、実際に町民が今後すごく大切なところに影響していくというところで、よその所では帯広市が 25 年度で 5 件、5 種類というのですか。それから、26 年以降はちょっとメモがあちこちいっててあれなんです、相当な種類が影響していく、26 年度は 29 種類、帯広市ですね、うちの町と若干違うような制度もあるのかもしれませんが、このようにたくさん 30 種類以上の制度の影響があるということで、相当な町民の生活に影響していくんだろうというふうに思います。先ほど、町長さんもおっしゃいましたが、電気料が上がった、それから物価が上がっていく、年金は減らされるというような中で、こういうところからものはじかれていく人が出てくるんだと思うんです。そうした場合に町としてできる限り、町として可能な限りの影響を小さくする努力をぜひやっていただきたいなというふうに思いますので、そのあたりの心づもりというかありました

からお聞かせいただきたいですが。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これにつきましては、先ほど1回目の答弁でもお話ししましたとおり、国のほうから生活扶助費基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響についてということで、5月段階でそれぞれの市町村長、知事だとか、指定都市だとか中核都市だとかそういった所をお願いごとといたしますか通知として入っています。それを受けまして、町にも該当する部分が出てくると思いますので、一番最後に申し上げましたとおり、生活保護基準と関連する制度につきましては、国の基本的考え方を念頭に適切に対応させていただきたいと考えておりますということでお答えをしておりますので、そのようなことで進めてまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 町長さんが今おっしゃったような形で国の言っている方向でということなんですが、本当に国の言っている方向っていうのが、町独自でやんなさいってことなんですか。それに対してどういうふうに国が対応するのかというようなことまで言ってるんでしょうか。町が負担を全部していくっていうような形であれば、本当に大変なことだというふうに思うんですが、そのあたりちょっとお聞かせください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 国同士で確定する部分については国の中で対応されるようにというふうに認識をしておりますけれども、その基準額を町が支給するに当たって、他の制度でその基準を使っているものがあります。それについては、国のほうから各地方団体において適切にご判断、ご対応いただきますようお願いいたしますということで、影響が生じないような形で考えていただきたいというふうに言われておりますので、そのようなことで進めていきたいということでお答えをしたつもりでございます。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 国が各地方団体で適切にご判断をいただきたいということは、お金がなければ切っぴいいですよということなんですか。ここが私一番心

配なんですけれど。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それぞれのところは一つの基準として、国の基準を使ってますので、それでそれを使ってる自治体は影響のないように考えていただきたいということです、そういう通知が来てますので、それはこちらのほうもそう思っていますということです。

○議長（鹿中順一君） 次に、9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので先に通告した2件につきお尋ねします。

子どもたちをはじめすべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことは何より食が重要といわれています。ところが近年食生活をめぐる環境が大きく変化し、その影響が顕在化しています。例えば、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存、伝統的な食文化の危機、食の安全などさまざまな問題が生じています。このような問題を解決するキーワードが食育です。食育基本法では、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけております。さまざまな経験をとおして食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められており、今年の教育方針の中にも食育を推進するというようなことが述べられておりました。

ここで、4点についてお尋ねしたいと思います。一つ目は、安心・安全で地産地消などを含めた学校教育の基本方針について1点お聞きします。朝食抜きと学力は関係があるといわれているので、児童生徒の実態とその指導について伺いたいと思います。3番目は、80人に1人といわれるアレルギーの現状。当然津別の子どもたち三百数十人に給食を出していると思われるので、その現状と対策についてお尋ねしたいと思います。4番目は、以前にも聞いたことがあるかと思いますが、児童館を利用している子どもたちは、昼食後夕食までの間の数時間が欠食というのは大げさなのですけれども、当然家庭にいれば学校から帰って来て夕食までの間何らかのおやつを普通はとっていると思います。それで、長時間夕食を食べないで朝までだったら十数時間という

ことになって、ここはそれから比べると短いのですが、やっぱり子どもたちには若干のおやつ程度を食べるくらいのことが必要ではないかというふうに思いましたので、あわせてお尋ねしたいと思います。

二件目については、先ほどから出ている町民が主役のまちづくりということで、さまざまな形で町民の意見を聞く場があるかと思えますけれども、またパブリックコメントが実施されて数年たちました。どういう状況か直近の津別町を見ると、たまたまなのではけれども、この間の条例に関してはゼロ件でしたというようなことが記載されていて、これでは何というかせつかくの制度が生きないのではないかというふうにも考えられたので、広く今パブリックコメントを実施しているかというようにことをさらにPRしていくのか、あるいは町民の声を広く聞く別な仕組みを考えておられるのかどうかお尋ねしたいと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（林 伸行君） [登壇] 食育の推進についてのご質問の1点目、学校給食の基本的な考え方についてお答えいたします。

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子どもたちの健康をめぐる食生活が深刻化し、偏った栄養摂取による生活習慣病の若年化が社会問題となるとともに、欠食や子どもが1人で食事をする個食が増加するなど、さまざまな問題が生じてきております。このような社会背景を踏まえて学校給食におきましては、栄養バランスの取れた豊かな食事の提供、子どもの健康保持や体位向上を図ることなどを目的として学校給食の役割を果たしてきているところであります。

また、子どもの食育の基礎を形成する場は家庭でありますけれども、学校教育でも食に関する指導の全体計画を立てて、子どもたちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育事業や、見る、つくる、食べるといった体験的な活動を複数の事業で取り組むなどにより実生活に生かせる知識や技能を習得のほか、地域の産物の理解や食物の生産等にかかわる人々への感謝する心を育てるなどの食に関する理解を深める取り組みをしており、引き続き食育基本法に基づく各種施

策を推進してまいりたいと考えています。

次に、朝食抜きの児童生徒の実態と指導についてであります。朝食を食べているかどうかの実態把握につきましては、今年も全国学力学習状況調査を実施しましたが、その調査項目の「朝食は毎日食べていますか」という質問で現状を把握しておりますので、最初にその結果についてお知らせいたします。調査は、小学校6年生の児童と中学校3年生の生徒が対象で、「朝食は毎日食べていますか」という質問に対し、「食べている」、「どちらかというと食べている」という割合ですが、平成23年度は、津別町の6年生の児童の90%に対して全道94.7%、全国96.4%と、全道、全国と比べると5%前後低く、24年度では津別町の児童は93.5%に対し、全道95.2%、全国96.1%と、全道、全国と比べて2ないし3%低いですが、25年度はいきなり100%で、全道94.6%、全国96.3%と全道、全国に比べて逆に5%前後高い数字となっております。同じく中学生も3年間を比較すると、本町の生徒は23年度93.9%に対し、全道90.9%、全国93.3%、24年度の津別町の生徒は92.2%に対し、全道92.9%、全国93.6%、25年度の本町の生徒は89.8%に対し、全道92.8%、全国93.8%と23年度は全道、全国と比べて少し高い数字でしたが、逆に24年、25年度は全国平均より少し下がった結果になっていきます。なぜ小学生の数字が急に上がったのかとか、逆に中学生の数字が少し下がったというような理由につきましては、現在各学校で今年度分を含めて分析しており、ただいま学校ごとに行っている最中でありまして、そういったことで詳細は答えはできませんが、これまでの各種の調査結果から子どもの学力と朝食の摂取との間に相関関係が認められると分析されており、同じく体力、運動能力の全国調査結果においても、小学校、中学校ともに体力テストの合計点と朝食の摂取との間に明らかな相関関係が認められ、しっかり朝食をとっている子どもほど学力、運動能力が高いと報告されていることを踏まえると、やはり目指すところは朝食の摂取率100%であり、「余り食べていない」、「全く食べていない」子どもたちの対策をどのように講じるかというふうなことで考えているところであります。

毎日元気で過ごせる丈夫な体をつくるためには、栄養のバランスのとれた食事が大切であり、特に朝食は体温を上げて眠っていた体を起きた状態にする働き、体と頭にエネルギーを補給する働き、そして体調を整える働きなどの大事な役割があることか

ら、これまで学校におきましては、栄養教諭による食育授業をはじめ、給食の時間の中で担任から朝食をしっかりと食べてくることの指導、また各教科や総合的な学習の時間等における食の指導など学校教育活動全体を通して、体系的、継続的に食に関する指導を行っておりますが、より一層効果が上がる指導を検討したいと考えています。なお、保護者に対しましては、毎月の給食だよりや食育だよりのほか、学校給食の試食会を通じて啓発活動に取り組んでいるところであります。

次に、ご質問の3点目、80人に1人と伝えられているアレルギー対策についてですが、近年食物アレルギーを有する児童生徒は年々増加している傾向にあり、保護者からも学校給食でのアレルギーへの対応への要望が高まっていることを受け、本町においては、平成23年12月に「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、平成24年度から食物アレルギーを持つ児童生徒に対しての正しい理解や連携を図ることをはじめ、食物アレルギーを持つ児童生徒が楽しい給食の時間を送れるような取り組みを実践してきているところであります。アレルギーを持つ児童生徒への具体的な対応は、24年度から中学校3年生を除く全児童生徒と新1年生を対象に食物アレルギー調査を行っています。その結果、アレルギーがあると回答した児童生徒には、学校長、養護教諭、栄養教諭、給食センター担当職員と保護者面接や診断を基にアレルギー状況を確認し、その上で除去食とするのか代替食とするのか、弁当持参とするのかの対応方針を決定しているところであります。現在食物アレルギー対応食が必要な児童生徒は若干名在籍しておりますが、予定献立表にアレルゲンとなる食品が含まれていることをマーキングして保護者に知らせ、給食が食べられる日と弁当持参の日を事前に確認できるようにしているほか、担任にも同じように予定献立表を渡して給食時のチェックや必要な配慮によりアレルギー反応を起こさないよう事故防止に努めているところであります。

最後に4点目のご質問の児童館でのおやつについてお答えいたします。はじめに児童館の現状についてお話しさせていただきますが、昭和57年に児童の健全育成等を目的に設置いたしました児童館活動は、利用対象者は小学生と中学生で、平成24年度の利用数は1,982人、日平均6.7人となっております。また、文部科学省と厚生労働省の連携による放課後子どもプランに基づく放課後児童クラブの活動は、平成20年度から

小学生までを利用対象として事業を実施しており、平成 24 年度のクラブ員利用数は 4,440 人で日平均 15.1 人となっており、児童館の中で児童館活動と放課後児童クラブの二つの事業を一体的、総合的に本町の放課後対策として実施してきているところがあります。事業につきましては、放課後の子どもの安全な居場所の確保をはじめ、遊びや交流の場等の提供に努めているほか、菜園づくりや調理体験などの事業を取り入れて食についての知識を高めるとともに食の大切さを伝えるなど食育活動にも取り組んでいます。

さて、本題のご質問の児童館でのおやつ提供についてであります。子どもの成長期におけるおやつの重要性は十分に認識しておりますし、放課後から閉館 6 時までのクラブの子どもにとっておやつは必要なものと考えております。したがって、本岐及び活汲児童クラブにつきましては全員がクラブ登録者であるためおやつを提供しており、そのおやつは保護者が用意したおやつ、つまり保護者負担によるおやつを子どもたちに食べてもらっています。しかし、前段で申し上げました児童館はクラブ登録の子どもと一般の子どもが混在する中で、クラブ登録の子どもにだけおやつを出すことはできませんし、不定期利用の一般の子どもにも全員に提供するとなるとおやつ代の負担方法や徴収が難しく、かといって費用負担の公平性から公費ですべてとはならないなど課題を抱えたまま今日に至っている状況であります。ただ、そうした中であっても何とかおやつを提供できる方法はないかと指導スタッフや保護者などの努力、協力により児童館の前庭に植えた野菜の成長観察と合わせ季節ごとに収穫した食材としてトマトや枝豆、芋を団子にしておやつとして提供しているほか、児童館フェスタにおける軽食販売及び保護者有志によるバザー売り上げなどの益金を活用して、昨年 10 月から週 1 回から 3 回はおやつを提供できるよう努めてきているところです。

また、夏休みなどは、朝から児童館に滞在する子どもがいることから、食育活動の一つとして実践しています栽培、収穫体験といった取り組みにクッキング事業等も取り入れながら毎日おやつを提供できるように努めているところです。児童館におけるおやつの全日、全員への提供につきましては、保護者懇談会でも協議いただいておりますが、なかなか結論を導き出すのが難しいのが現状であります。今後は保護者有志によるバザー開催のほか、今年度から始めた廃品回収などにより新たな収入を確保す

るなど、できるだけおやつを数多く提供できるようにしていくという考え方でありますが、さらに工夫、検討し開館日のすべてにおやつを提供できることを目指して努力したいと考えておりますことを申し上げ4点目のご質問に対するお答えといたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] それでは、私のほうからパブリックコメントについてお答えをしたいと思います。

平成23年9月議会において議決されましたパブリックコメント手続条例につきましては、「地方分権の時代に入り、従来に増して情報公開や行政評価等による行政と住民の間の情報共有、住民が行政運営における意思決定過程への参加ができる仕組みが求められていることから、住民の行政への参加や行政との協働を進める仕組みづくりの一つの方法として条例を制定しようとするものであります。」と提案の理由を説明させていただいたところでございます。

平成18年の行政手続法の大幅な見直しによる改正によりまして、「意見公募手続」として、行政に対し法的に義務化された制度ではありますが、行政に対して住民が参加する面と行政が住民に対し情報を先に開示するという面の二面性を持った制度ともいえます。

実施の状況ですが、条例制定後、平成23年度に3件、24年度は8件で、これまで11件の案件について実施しております。方法としましては、広報等に実施予定を開示し、内容をホームページに載せてメールで意見を求めるとともに、役場庁舎や中央公民館等に印刷物を置き、専用用紙に記載しての提出やファックスでの提出を求めるものであり、実施結果としましては、全11件のうち、3件の案件に4名からの意見が寄せられています。なお、それらの意見により案件の内容が変更になることはありませんでした。

町民の意見を聞く方法としましては、パブリックコメントのほかにも、まちづくり懇談会、自治会からの町政要望、本年度も実施します住民満足度調査等があります。今後におきましても、より多くの機会を設けて、町民の意見を聞いていきたいと考えています。また、先に申しましたとおり、パブリックコメントは町民の意見を聞くことが第一目的ではありますが、これから行おうとする施策についての情報公開の面も

持つものでございます。

これまで広報やホームページのほか、「津別町のしごと」や「暮らしのガイド」を発行して情報を発信していますが、これらの取り組みもあわせて行うことにより、より近い町民との協働による行政運営を行うことができるものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） 食育のほうからで、学校教育について給食とこの質問に当たり1年前の満足度調査の中で、給食についてどんなふうに思っていますかというようなどころを見て、アンケートに答えられた人の大部分という言い方はおかしいのですけれど、大方満足をしているというようなことで、私も議員になってから食育や地産地消について何回か質問したこともあるのですが、ある程度までいくとなかなかそれ以上は難しいのかなということでもあろうかと思えますけども、何よりもやっぱり人が生きていく上では一番大切なものであるというようなことで、先ほど教育長が言われたような方針に基づいて行われているというようなことなので、そのとおり1点目については進めていくのと、ある程度もう地産地消も限界ということではないのですけれども、これ以上難しいのかなというようなところも私なりに理解しているところもありますので、そういう初期のこととか今言われたようなところを念頭に置いて、これからもその点については進めていっていただきたいと思えます。

それから、二つ目のところでは、朝食の100になった年もあったというようなことと、それから数年前から「早寝・早起き・朝ご飯」、その推進協議会もできているので上がっているのだろうというふうに思っていたのですが、栄養教師の人の話なども聞いて、やっぱり朝食抜きで学校に来ている子がお昼までの間の活動というか、そういうようなところにも問題があって、私はもしこれ学力テストと一緒に6年生と中3ということで、後の数字は今のところ出てないのですけれども、そんなに違わないのかなというふうに思いますが、学校生活だとか脳だとかに欠食が与える影響が大だということは、先ほどの教育長の話からもわかるとおりなので、もし低いところがあるのであれば朝食抜きの子に対してどのような指導を現状で考えているのか、あれ

ばお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 1回目の中でもお答えしておりますけれども、一番実態がよくわかっているのは担当の担任の先生ということですので、その先生のほうから朝食をとることの指導、これはもう声を上げているところであります。それ以外に学校のほうでも、新しい学習指導要領の中の総則の中でも食への推進ということが明記されておりますので、それを踏まえて各学校ごとに指導の計画というのを立てています。それを全教員が共通認識する中で、各学年ごとにどのような取り組みをするかということで計画しております。そういった中でも朝食の大切さ、それから津別小学校では栄養教諭を配置されておりますので、栄養教諭による食育授業、それが各学年2時間ずつ行われるということで、その中でも当然朝食の必要性、大切さ、そこはお話しされているというふうに認識しているところであります。そういった中で、今年たまたま小学校が全校足したものが100%と、朝食べて来ているか食べて来てないかと、食べて来ているということで100%だったのです。そこが急にどうしてそうなったのかというのはちょっとわかりませんが、これまでの取り組みの成果なのか、あるいはこれは毎年今数字3年間のやつを申し上げましたけれども対象が違うので、なかなか一概にそれを分析することは難しいのですけれども、少しずつ、少なくともそういう朝食の大切さ、それが浸透してるのではないかなというふうには受けとめているところであります。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今朝食の数字のお話があったのですけれども100と、それから中学校のほうの数字が89というようなことであつたのと、私もし限りなく100に近づけるというようなことであれば、やっぱり家庭の協力とかそういうこともあるだろうし、大切さはいろんなところで言われてきているので、なかなかできないのであれば20分休みの中で、例えばの話なのですけれども北海道ではそういう事例がもしかしてあるのかもしれないのですが、やっぱり朝食抜きの子がお昼までなかなか十分な活動というか参加ができないというようなことで、2時間目の休み時間というのはほかの休み時間より若干長い、その間にどんなものを食べているかちょっとわからな

いのですけれども、そんなんでちょっとした栄養補給みたいなのをやられているような所もあるみたいなのです。それで、ちょっと聞いたらお米というか、牛乳は毎日出ているのだけれども、ごはん食のときに牛乳が相当中学生のほうで余るような状況が見受けられるみたいなのです。今管理上の問題もあるからその場で飲まなかったらきっとみんな廃棄されてしまうのだと思うのです。その牛乳は非常にカルシウムが十分というかたくさん、日本はそうでもないのだろうけどアメリカなんかはカルシウムを牛乳でとるといふふうに言われているようなことも考えると、捨てられるのだったら長い休みのときに、時間的なこととかいろんなことがあるのかもしれないのですけれども、それを朝食べて来ない人も食べて来た人もということになるのですけれども、もしできるのであれば、その授業間の長い休みのときにちょっとエネルギーの補給みたいなものが考えられるのであれば検討していただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 米飯のときは週3回あります。そのときにも牛乳が出ると。これは国の基準で1食当たりの食品構成モデルが定められているというようなことで牛乳は必ずつけるというふうなことで、ごはんであってもみそ汁でなくて牛乳をつけると、ちょっと不自然な感じなのですけれども、そういうふうな実態にあるということでもあります。その牛乳を2時間目の休みのときに栄養補給として提供できないかということでもありますけれども、ちょっとこの牛乳がどういうふうに残っているのか、好んで飲まれているのかということは、ちょっと私実態を把握しておりませんので、その辺ちょっとつかませてほしいというふうに思っております。

それと、また2時間目というふうになると給食の配送の問題、時間的な問題等もあるのかなというふうにあります。そういう輸送体制がうまくとれるのかどうなのかだとか、あるいは学校の体制がそういうふうに組めるのかと、そういう複合的に検討しなきゃならないものがたくさんあると思いますので、それについてはできるかできないかわかりませんが、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今のはちょっとセンターでいろいろ話ししている中でそ

んな話も聞いたので、無駄というか、それならもっと効率のいい牛乳の消費の仕方があるのかなということだと気付いたことなので、いろんなそれをするためには条件があるのだろうというふうに思いますので、検討していただければというふうに思います。何よりも、大切な子どもを、一義的には家庭でのということになるかと思しますので、それは今すぐどうこうということではなくて、さらに 100 に近づけるといってもなかなか 100 にならないときの苦肉の策というか、そういうのでも考えられるのかなというようなことで話をしましたので、そういうふうにとらえていただきたいと思えます。

それから、次のアレルギーの件なのですが、これはこれだけでもアレルギーはすごく種類というかたくさんのがあって、なかなか難しいのですが、たまたま私個人的にでもうちに来るおばあちゃん、買い物に来る人がうちの子はこれがだめだ、あれがだめだと結構耳にするのです。たまたま見ていたものの中に、割合というのが 80 人に 1 人くらいは何か給食だったら何かしなきゃいけないとか、そういうような数になるという話だったので、津別町の学校給食においてアレルギーに関する対策ってどんなふうにとらえているのかなという話で、聞くまで知らない、お弁当を持って来るというのもこの質問をするときに初めてセンターの人に教えていただいたことだったのでわからないこともあったのですけれども、まだまださらにとりか家族ぐるみでというようなアレルギーもあるかもしれないので、慎重の上にもというか、東京でしたかアレルギーで悲惨な事故、それがアレルギーということが承知されていたにもかかわらずそういうような事故が発生したこともありますので、これは念には念というか、起きないように十分なマニュアルも作成されているということですが、体質も去年は大丈夫だったけど今年になって急に何とかアレルギーが出たというようなこともありますので十分な調査と、そして対応マニュアルみたいなものを徹底していただければというふうに思います。

そのことで何かあれば。

○議長（鹿中順一君） 教育長

○教育長（林 伸行君） 幸い本町は重篤なアレルギー反応は出ていないということであり、今後も十分なマニュアル、あるいは指導を徹底して事故の起きないように

してまいりたいということを基本に据えて取り組んでいきたいというふうに思っています。

アレルギー対応のマニュアル、先ほど23年の12月に作成し、24年から本格実施というふうなことでお話し申し上げましたけれども、これは11月にアレルギー調査票を児童生徒に配付し、あるいは就学時の健診、1年生に上がる子どもに対して、その保護者に対して調査票を配付して、そしてそれを基にどれぐらいの状況になっているかということ把握するということになっています。必要に応じて診断書を提出してもらおうというようなことになっております。そういった状況の中で、子どもが好き嫌いというところもその中にもあるので、一概に子どものことだけという声を聞いてそれに対応できるかという、その問題もありますので、保護者を交えて、そして学校関係者、それから給食関係者と話し合いをして、その中で親の考え方も聞きながらどういった対応が必要なのかというふうなことで対応してきているところであります。今除去食だとか代替食だとかそういったこと、それから弁当持参ということを含めて5名の児童生徒にそういう対応をしているということでご理解いただきたいと思いますが、その事故防止につきましても当然症状の基となるアレルゲンがどのように含まれているかということは献立表の中に書いて、そこをマーキングしてそして保護者にも知らせ、担当の先生方もそれを持つというふうな中で二重三重にチェックできるようなことでやっておりますけれども、前段申し上げましたとおり事故のないように今後においてもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 津別ではないんだろうと思いますし、これからも多分そういうことはないんだろうと思いますけれども、今みんなが同じじゃなきゃいけないみたいなどころがあって、ほかではお弁当を持って来たり違うことをすることがいじめにつながっているようなところもあって、そういうような声なんかも聞いたことがありますので、十分栄養教師だとか担任の先生方に違ったことをしている子どもに対する見方というのですか、そういうことも現実にあって問題になった、津別ではないのですけれども、あるというふうに聞いていますので、みんなが同じじゃなきゃだめだというようなところで一人違ったお弁当を持って来るとか、違ったものを食べると

いう子どもに対する対応というのですか、そういうようなところから問題が生じないような配慮もお願いしたいというふうに思います。

それから、先ほど地域で子どもを育てるといような話を教育長がお話しされて、そういうようなことを事業所にも言っていっているといような話があって、わからないのですが食の大切さや何かも学校に行っている子どもたちだけの問題ではなくて、出されたもので見たのですけど毎月19日というのは食育の日とかというふうにもなっているのであれば、大人も気をつけなきゃならないようなところをもし同じようなことで予告できるようなものがあつたら、例えば公民館に行つたらこういうことが大事なんですよと。学校給食もこんなことを中心にやつてますといのが、みんなのといか地域みんなの目に触れれば津別町の食の環境といのですか、そういうのがもっともしかすると上がるかもしれないので、何かお願いするときにはあわせてそういうこともできればいいかなといふふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、4番目に聞いた児童館のことで、たかがおやつで2回ぐらゐ一般質問するのめどうかなといふふうに思つていのですけれども、やっぱり4時でも、5時、6時といか、私も小さな教室をしていのですけれども、やっぱりお腹を空かせてくると勉強にならないのです。そんなようなこともあつて、何かちよつと食べてくるとか、何かしてからちよつと時間遅くなつてもいいよといふふうに言つと、そんなに量を食べてなくても、それでもなんかちよつと元氣になつてやろかなといふ氣になつていといようなこともあるので、やっぱり児童館で6時ぐらゐまでい子どもたちは、特に放課後家庭でおやつが与えられる時間帯にいないとい子どもを預かつていといことなので、いろいろ工夫をしてもらつとか、わからないのですけど登録してない子もこういうようなことでかかりますよと言へば、私は余り大きな金額でなければ出してくださといのじゃないかなといふふうにも思ふのですが、その辺は調査をされて、そしてやっぱり子どもに余り欠食になる時間、食べないことによる体の健康とか脳の働きのといようなことが今言われていますので、たかがおやつですけれども、そういうようなところを十分話し合つて、お母さん方にも理解をしていただいて出してもらえるような、毎日出せれるようになんとか工夫をしていただき

たいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 前段の家庭での食育といいますか家庭の中での食に関する教育、そういったことにつきましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおり今職場のほうに学校に関するたよりの掲示だとか、教育に関する情報の提供だとか、そういう事業所に教育活動を支援してもらうということのお願いを今しております。その中に当然給食だよりだとか、あるいは食育だよりだとかというようなところが送られる、そういうふうにするという予定でおりますので、その中に家庭での役割だとか、そういったことについても記載しながら十分家庭でも取り組んでもらうということを考えていきたいなというふうに思っています。

それから、児童館のおやつ、これは非常に難しい、現状なかなか答えを見出せないという状況であります。今年もおやつ提供について保護者との説明会、懇談会を5月にやっておりますけれども、やはり答えは出ませんでした。そういったことではありますけれども先ほど申し上げましたとおり、やはり長時間児童館の中で過ごす子どもにとって補食というかおやつ、それは当然必要であるというふうに考えているということについて申し上げましたとおりでありますけれども、どう提供するかということについては、できるだけ数多く提供できるように今してきておりますけれども、開館日全日提供できるようにするにはどうしたらいいかということで、なお時間をいただきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 忙しかったり、朝抜くような家庭がもしそこを利用して、そういうようなことで余り積極的に言われないのであれば困るのですけれども、やっぱり子どもの成長にとって必要だというようなことを全面に出して、みんなに行政でというか公費でということにはならないということはよくわかりましたので、何らかの方法をとってチラッと聞いた話では廃品を回収して、それでとかというふうに行っているのであれば、そっちのほうに違う形でお届けできて、そういうものがおやつ提供につながるというようなことがあれば、そういうのもいいのかなというふうに思いますので検討されて、子どもたちのためにきちっと得られるようにして欲しい

いと思います。何かあれば。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 最後に提供の現状をもう一度お知らせしておきます。実態として平日は、学校のある日は週1回から3回、それから、長期休業のいわゆる夏休み、冬休み、そこにつきましては、先ほど申し上げましたとおり何らかの工夫で毎日提供すると、それは長時間いるということがあるわけですが、いずれにしても全日、開館日全日提供できるようなことについて、なお工夫してまいりたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 次のパブリックコメントの制度についてお尋ねしていきたいと思います。

先ほど1回目の町長の答弁でありましたし、平成18年とか時系列で言っていく中では、以前から見たら町民の参加というのは増えてきているのかなというふうに思うのですが、私はもうちょっとパブリックコメントにいろいろ答えられているというか、されているのかなというふう思ったのですが意外と少なかったもので、ここら辺のところの認識と、これが当時は来るとか人が集まって言うのじゃなくてメールで寄せるとか、お手紙を書くだとか、何かそういうことのほうが意見がたくさん出るのかなというふうに思っていて期待をしてみると、条例や何かについてはやっぱり難しいのかなというような反省もあっていたんですけれども、パブリックコメントについては情報公開の面も持っているということだったので、そうかなというふうに思っているのですが、これを踏まえて何かさらに町民懇談会もある、それから自治会の話も出ました。満足度調査等もあるのでという機会が多くあるということですが、何かそのほかに何か考えられている、例えばなんですけれども、以前やったような子どもの意見を聞くための子ども議会だとか、そんなようなことというのは考えられているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） パブリックコメントはご承知かと思いますが、条例に基づいて進めています。このパブリックコメント条例のパブリックコメントを求める

対象というのが、これは条例です。町の基本的な制度を定める条例、これはパブリックコメントに付して意見をいただくと。それから、町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、それから町民等に義務を果たし又は権利を制限する条例とか、そして町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えるこの条例の次の規則等、こういったもの、それから総合計画等町の基本的政策を定める計画、個別行政分野における計画、その他基本的な事項を定める計画です。それから、町の基本的な方向性を定める検証だとか宣言、それとこれほどこの条例にもありますけれども、あと町長が特に必要と認めるものとありますけれども、今お伝えしましたように条例、規則、計画、これらはきちんとその文章を出して、そして読んでいただいてパブリックコメントを求めるとというのがこの条例の趣旨になっております。そこで、これを読むのには相当に忍耐力も必要になってくるかというふうに思います。ない部分もありますけれども、やはり先ほど言いましたように例えば学校の先生からも実際に特学にかかわっている先生からこうすべきではないかなというような意見も出てきたりしておりますので、それは参考にさせていただきながら進めているところです。

ですから、なかなかこの条例、規則、計画ものについてパブリックコメントをしていくというのは結構大変な作業でも町民にとってもあるなということがあります。そこで町民懇談会だとか、これはひざを寄せてといたしますか、そういうふうな話し合いですし、それから自治会からの要望も市街地区自治会、それから全体の自治会含めてやっていたりします。それから、満足度調査も今日の美幌新聞を見ますと、美幌町も2,000人を対象にして満足度調査を始めるという記事が載ってございましたけれども、そういったことだとか、「津別町のしごと」だとか「暮らしのガイド」、こういったものも発行したところです。この満足度調査も含めて、これはこういうことをやってますというのは非常に簡単なのですが、それに当たる作業というのが結構かかりまして、そして回収してまたとりまとめをしてというのが相当な時間を要します。これはそれぞれ、もちろんまちづくり懇談会もそうですし、資料を用意して、向こうと日程を設定してとか、1カ月以上も続くわけですが、それから要望についても現地を見て、それから判断をしてまたお答えしていくということで、現時点ではなかなかこれにさらに拡大していくとなると、先ほどお話も出ていた人員の問題だとか業務

量の問題等々とも絡んできまして、もっと広げたほうがいいにはいいんですけども、なかなかちょっと限界に近づいているのかなというふうに思います。ただ、子どもの議会等については、以前からお話も出ていましたし、かつて実施したこともありますので、そういったことが学校とも協議をして、それは進めたほうが、たまにやったほうがいいねというようなことがありましたら、そのこともまた検討していきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） パブリックコメントの今制定された、こういうことに広く町民の人から意見を聞くということで、直近のを見ても暴力追放なんかだから、これはきっと意見は出ないだろうなというふうに私も一般の人が全部読むのは大変だから、きっとこういう制度があってもなかなか生きないなというふうに思ったのです。まだもう一方、もうちょっと、どういうのがよくて、どういうのがどうこうということではないのですけれども、せっかくつくられたそういう制度なのに、どこがと言ったらやっぱり読むのが大変なのかなというふうにも思ってしまうのですけれども、それと、これを調べるのでほかのをいろいろ調べたというか読んでいるものの中に、例えば子ども議会だとか女性議会だとか、何というのですかシルバーのだとかあって、その感想を町長さんが述べられている子どもがというのは、言葉を変えているというのです。だから議員の人もそういう子ども議会を傍聴していて、僕たちにももっと子どもたちとわかるような話であればもっと議論が進むのにというのも、いろいろな意見の聞き方の中でいろんなのがたくさん出ていたのです。なるほどなというふうに思ったのです。パブリックコメントはちょっと（聴取不明）で聞いたのですけれども、例えば自治会とかの役員だとある程度の層というか、連合会だったらそうなるてしまう。今一番子育て真っ最中のところの人も最近では次世代やなんかにもその世代の人がどんどん入ってくるように、ずっと経過を見ているとそうなってきたのは間違いのないのですけれども、なかなかやっぱりジェネレーションギャップみたいなのがあったりして、50代の人が津別町の5年後を考えるのと、30代の人考えるのと、20代が考えるのとで少しずつ何か違うところがあるような感じで、これがパブリックコメントに影響は全然ないのですけれども、町民の意見をさらに聞くということであ

れば、もう今あれもこれもということで大変だという状況はわかったのですけれども、1年に1回はこの世代にターゲットを絞って津別町の町のことを何か聞いてくれるような、そういう場があると子どもたちというか、今まであまり町にいろんなことを言っても聞いてもらえなかった人たちが関心を持ち出し、もっと違った展開になっていくかなと。私は希望的なんですけれども、そんなふうに思っているので、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） なかなかこちらが計画して行くということもあるかと思えますけれども、どこの町でもやっております出前講座があります。ああいうものも町政懇談会もある意味ではそういうような形の一環に入るかというふうに思いますが、より深く担当課長のほうから、あるいは主査のほうから話をし、より深く知って考えてもらうということも必要かというふうに思います。形を変えて特に福祉関係は、時々されているようでございますけれども、できることならやはり子どもたちに希望を出しなさいといってもなかなかあれですので、それは教育委員会とも相談して、やれることなら進めていきたいというふうに思いますが、そのほかにつきましては、ぜひ制度を活用していただくということで、遠慮なく言っていただければ出かけてまいりますということでお願いしたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 私の質問がパブリックコメントについてということで、今までのものの意見なしだとか意見があったことについて、どういうことでパブリックコメントを募集したかも見て、なかなか難しいかなというふうに思ったのですが、ただそのことだけ見るとすごく、あっ聞かれているんだなと思うのと専門的なもので長くなるとなかなか聞かれないので、こういう条例をはしょって説明して何かありますかというものにはならないかと思えますので、この件はなかなか難しいなと感じたので、それ以外できるだけやっぱり人口も減ってきて、みんなでこの町をというふうなところになると、あまり偏ったメンバーでいつも話しするというようなことにならないような工夫というのがあるのかなと感じているので、その辺のところよろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今やっていることをまずしっかり途中でやめることなく進めていきたいというふうに思っています。あとは、少し余力の中でこれもやってみましょうかということ为先ほどの一例として子ども議会がありましたけれども、これは議員もおっしゃってましたように、まさか例えば何か条例に関係するようなことはこのまま読むような形では外国語を聞いているような形になってしまいますから、趣旨をわかりやすい言葉で伝えながら、それは多分子どもにとっても一つの訓練になるのかなというふうにも思いますので、子どもの部分については少し検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 3時 26分

再開 午後 3時 36分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） [登壇] それでは、先に通告の質問をしますので、質問要旨をそしゃくしたわかりやすい答弁をお願いいたします。

まず第1点目、町費補助金等交付規則の事務改善をすべきではということでございます。前段申し上げます。町費補助金は、町の交付規則に基づき諸手続きがなされているが、特に多数ある団体育成運営等の補助金は、ソフト事業でありハード事業とは大きな違いがあることを指摘をしておきたい。もって現規則によると事務手続きの書類が過大であり、関係団体の多くは必要以上の難儀をしている現状にある。そこで、原課にも裁量権を持たせる中で、最低限必要不可欠な関係書類のみを提出させるべきであり、現規則の次の諸点につき見直しや事務改善の検討をされたい。また、補足で申し上げますけれども、事務改善等については日々の行政執行でしごく当然であると

申し添えておきたいと思います。

各項目に入ります。まず1点目、国の事業等補助金の様式で制定をされておりますが、提出書類の選択は原課の裁量権に任せるべき面があるのではないかと。

2点目、団体育成運営に係る補助申請等の書類は、内容が判断できる必要最低限の書類に限定すべきではないかと。

3点目、補助申請と実績報告の様式で、事業費や財源内訳等が判断でき、類似性のある書類は1本化が可能ではないかと。

4点目、町費補助金は補助目的の達成が最も大事で、団体の健全育成に効用を発揮すれば足りるのではないかと。

5点目、育成運営等の補助金は、特に早期交付に配慮すべきであり、交付時期等を基本的にどう考えているかと。

6点目、補助金申請は実績報告が伴うので、虚偽等は心配ないと思うがどうか。

7点目、念のため従来の補助規則等で、長年の中で補助金の虚偽の申請や返還、または重大な遺漏がないと思っておりますが、またこの点について伺いたい。また、重大事案があれば、条例・規則にのっとって強権発動をすべきではないかと考えております。

8点目、最後ですけれども、事務改善を来期に向け検討されたいと思いますが、現申請と実績関係各様式の必要な論拠を確認のため示していただきたいと思っております。

続いて、2点目でございます。共和歩道の歩行支障樹木を伐採すべきではということとで内容を申し上げます。共和高校通り、町有住宅沿線、町道150号線地先になりますけれども、イチョウ並木は1メートルの歩道幅にふるさと創生事業等により植栽され、植後30年余りを経過する実態にあるが、日常利用する沿線住民は歩道幅が狭過ぎて雨天時の歩行に多大な支障があり、かつ落葉は初冬ごろで膨大な量がたまったり飛散する実態にある。目下、沿線住民の方は落ち葉処理に難儀し、迷惑等の苦情が多い実態にある。もって本来の歩道専用道に改善されたく来期での伐採を検討されたい。また、現植栽箇所には低木のツツジ等が植えられているが、雑草繁茂で環境美観上も課題が多いと思慮されると思いますが、当該管理の主体は町と思うがどうか。管理の基本的な考え方もあわせて伺いたい。また、補足になりますけれども、共和104号線の

幹線道路の樹木は3年前ころに伐採済みであり、歩行専用道となっており住民の好評を得ているので参考に申し添えておきます。全体の植栽本数は28本、植栽箇所はワンスパン2本で14カ所ということでございますので、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 谷川君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 それでは、2点ご質問がございましたので、まず補助金等交付規則の事務改善についてから答弁を申し上げたいというふうに思います。

平成18年11月に策定されました「自主・自立まちづくり計画」に基づきまして、公益性を考慮し、行政の責任分野、経費負担、行政効果等を精査し、所期の目的が達成された事業については廃止も含めた見直しを行うとともに、それまで補助金交付の必要性を判断する際に、統一的な基準を持たずにきたことから、限られた財源を有効に活用するため、個々の補助金が町の行政目的に合致するか、補助金の交付根拠がしっかり定められているものか、これを明らかにするため、「補助金等交付基準」を制定し、統一的な取り扱いをすることとしたところでございます。

これによりまして、補助金等評価庁内検討会議を設置いたしまして協議を重ね「津別町補助金等交付基準」「津別町補助金等交付規則」「津別町補助金等適正化委員会設置要綱」を制定いたしまして、平成19年12月に所管の委員会に報告し、その後公布・施行したところでございます。

また、補助金等交付の必要性を判断するため、定期的に補助金等適正化委員会を開催いたしまして、「現行どおり継続する」「補助率を見直す」「縮減又は統合する」「廃止する」などの協議を行っているところでございます。

1つ目の提出書類の選択は原課の裁量に任せるべきということでございますけれども、津別町補助金等交付規則で定める様式につきましては、国・道の様式を参考としつつも、なるべく簡素でわかりやすい町としての様式を定めたものでありまして、補助金の効果性、的確性を求める上での必要最小限の書類であることをご理解願いたいというふうに思います。

2つ目の団体育成運営にかかわるものは必要最低限の書類にということでありまして、補助金は、運営補助金、それから事業費補助金など多種多様な事業が交付

対象となっております、その事業内容を判断、確認できるものとして必要最小限の書類の提出であることをご理解願いたいと思います。

3つ目の、申請様式と実績報告で類似性のあるものは一本化できないかということではありますが、補助金等には、補助金、利子補給、交付金、反対給付を受けない給付金がありまして、その区分の中においてさまざまな内容の事業が実施されていますことから、統一的な考えのもとで町の責務として、予算の執行の適正化と効率的な運用を判断するためには必要なものであるということをご理解願いたいというふうに思います。

4つ目の、団体への過度の干渉は避けるべきではないかということではありますが、補助金の効果性、適格性を明らかにするとともに、補助金等を受けた事業等が適切に執行され、その成果が交付決定に適合するかどうかの調査・確認が必要でありまして、その範囲において実施していることをご理解願いたいというふうに思います。

5つ目の、補助金の交付はできるだけ早期にということではありますが。申請に基づく概算払いを実施しておりまして、適正な時期に適正な補助金を交付していますが、仮に事務処理に遅延があった場合は、そのようなことのないよう指導してまいりたいと思います。

6つ目の、実績報告等に虚偽の報告があった場合の対応はということではありますが、実績報告書の提出後、補助金等の交付決定に適合するかどうか報告書等の審査と、必要に応じての現地調査を実施し、補助金等の額の確定を行っています。報告内容が補助金等の交付決定に適合しない場合や、誤り等があった場合は訂正を求め、その結果に基づき補助金等の額の確定を行っているところです。

最後の、補助金申請と実施報告書様式の根拠はということではありますが、津別町補助金等交付規則第3条に「関係者の責務」というのがございまして、交付する側と受ける側の責務が記載されております。この基本的な考え方により、必要な書類が作成されているということをご理解を願いたいというふうに思います。

それから2つ目の、共和歩道の歩行支障木の伐採についてであります。町道150号線の改良舗装工事につきましては、平成2年に津別高校正門前から町道104号線までの約250メートルを緊急地方道路整備事業により工事を行いました。道路の車道幅員

は 5.5 メートル、歩道幅は縁石部分を含め 2.5 メートルで、歩道の車道に近い部分に幅 50 センチ、長さ 5 メートルの植樹柵を 20 カ所設け、1 つの植樹柵にイチョウ 2 本とツツジ 3 本を植えたところであります。このうち町営住宅側には植樹柵が 14 カ所あり、イチョウ 28 本とツツジ 42 本が植えられましたが、現在ツツジは 20 本となっております。

町では昭和 63 年と平成元年に、ふるさと創生事業によりまして、町道各所に街路樹を設置しましたが、この場所もその流れを汲んで緑化が行われたものと思います。街路樹は、落葉の処理など維持管理に課題がありますが、景観づくり、交通騒音の軽減、空気の浄化、日陰の形成、ガードレールの効果などのほか、心の安らぎや四季の変化を感じるなど心理的な効果が期待されています。愛林の町を宣言しているわが町にとりまして、まち中に多くの緑があることは町のイメージアップにもつながり、現在策定を進めている環境基本計画からしても、緑はできる限り生かしたいというふうに考えているところでございます。

現在、市街地には 12 カ所の街路樹がありまして、管理は冬囲いと夏場の草取り（年 1 回）ですが、人材センターに委託し、そのほか自治会、老人クラブ、地先の方たちなどがボランティアで草刈りを行っている状況にあります。ただ、少子高齢化が進みましてボランティアによる維持管理が重荷になっていることも承知しております。町道 150 号線を含め、公共空間に対する町の責任といたしまして、草取りや樹木の剪定などの予算措置を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 8 番、谷川忠雄君。

○8 番（谷川忠雄君） それでは、大枠答弁をいただきまして、書式の制定だとかそういうルールについては理解しているつもりです。それで、これから順不同もちょっとありますけれども、納得の理解できない点を含めて再質問をしたいというふうに思います。

まず、最初のこの答弁にもありますけれども、国の書式をまねてつくっておりますけれども、これ町の裁量権みたいなもの、なるべく簡素でわかりやすいというふうな形を書いておりますけれども全く国、道と同じで、これが必ずしもわかりやすいのかなと

いうふうなことで、端的に思いますので、まずこの点についてちょっと答弁をお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） わかりやすいというか、それほど難しいことは書かれていないというふうに思います。これは、読んでいただければわかりますように、必要な書類もこのケースの場合はこれ、このケースの場合はこれということでありますので、ここにある様式を全部出してくださいということではなくて、幾つか該当する部分を出してもらうということになりますので、ご承知願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 町長の今の答えて、選択提出みたいな形を言っていましたけども、実際私どもがいろいろ関係している団体等を含めて、所定書式は全部出してるんですよ。ですから、ちょっと具体的に総論的に申し上げても、そちらのほうも答弁がいろいろ問題かなというふうに思いますので、ちょっと事務的な部分にも入る部分もあると思います。まず、書式の中で補助金等交付申請額算出調書、これ様式第3号、それと経費の配分調書、様式5号、それと事業の予算と決算書、様式第6号ということで、これ補助申請にはこのほかにまだありますけれども、そちらのほうは私は当然だというふうに考えています。端的に言うと、様式3号、5号、6号の中で、町としては結局団体の事業費が総体で何ぼあって、町の補助金が何ぼで結局団体の会費だとかそういう持ち出しが何ぼで、あと会員の負担金が何ぼで、その他の結局金が何ぼあるかってことさえつかめば私は事は足りるから、この3つを補助申請の場合はこれを一本化、私は6号が適当だと思ってるんですけど、そんなふうな考えを持ってるんですけど、ちょっと事務的部分も入ると思いますけれども、見解を賜りたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 一つ一つの関係号、書類に基づいて私のほうでいちいち答えるというのは、ちょっと担当のほうに任せたいと思いますけれども、先ほど言いましたのは、例えば様式についても運営費にいたしましても、一般用の提出はこれですと。大会運営用の書式はこれですと、講習会用のはこれですというような同一書類になっていますけれども、それはそこそこでどれかに該当するのを出してくださいというこ

とになっておりますので、そのように理解していただきたいというふうに思います。そもそもですけれども私の段階で言えるのは、今まで議員がおっしゃいました課の裁量によって出すということでは、ばらばらになってしまって、その人の思いでいろんなことが、これはいいよと、こっちのほうではいやそれでは困るんだというようなことになっては困ってしまいますので、統一的な基準がやはり必要だということで自主、自立の会議を基にして交付金、一つ一つの事業を全部当時精査したわけですね。そういったことに基づいて、そういった統一した規則を設けるべきじゃないかというお話もあってこの規則がつくられているということ、まずご理解いただきたいというふうに思います。それに基づいてやっております、これは、私どもが支出すると。その予算そのものは議会の承認を得て支出をするわけですが、そのときに実際に実行があったかどうかというのは当然こちらでも実績報告の中で判断をして、それに見合っているということで支出をするわけですが、あわせて監査委員も一つ一つ出された書類をチェックするわけですね。それは、補助金等交付規則を基にして、それが正しく発行されているかどうかということをチェックしていくわけですから、これは町が簡単にすればいいというものではなくて、公金を支出する上で監査にもきちっとそれは町の代表としてしっかりとチェックをいただくということになっておりますので、そういう形のものであるということをご理解願いたいというふうに思います。

毎年、定例監査あるいは決算監査等で、監査委員の方々からのご指摘を受けてる部分が補助金等でもたくさんございます。例えば、この間の平成24年度の定例監査の講評では、補助金の交付決定に当たっては、補助事業等の目的及び内容を十分に精査の上、公益上の必要性を認めたものについて交付すると。また、補助金の確定に当たっては、書類の審査、現地調査等を実施し、補助事業等の成果を検証の上交付を確定されたいと。あるいは、特定非営利法人、自立支援活動事業補助金についても、交付申請に係る団体の収支予算書では、補助金の額をどのように試算したかわかりませんので、別途補助対象経費の事業予算書を作成するか、事業完了精算時に算定根拠内訳を添付する必要があるのではないかというようなことだとか、たくさん指摘項目を受けてまして、こういう規則に基づいて監査も受けて、その講評も受けて我々が事務を執行

してるといふことをご理解願いたいというふうに思います。

あと、書式の関係につきましては、何か担当のほうからあればお話ししたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） それでは、議員からご質問のありました書式の関係ですけれども、補助金等の申請につきましては議員も申されましたように1号から基本的には7号まであります。2号につきましては、先ほど町長が説明しましたように、それぞれの運営費ですとか、それによっても一般だとかありますんであれですけど、3号先ほど言われました5号、6号、それについては似たような内容ですけれども、内容と言いますか、それぞれに意味を持った内容となっております。算出の3号様式では、その補助金の率ですね。それ等を求めるですとか、経費の配分、第5号様式では負担がどの程度、町費の補助金の負担割合ですとか、そこら辺が出てきます。第6号は通常の予算書として各科目ごとのトータルの分ということで、これらをそれぞれ意味を持ったといいますか、そういうことで必要性があるということで私どもは考えております。そのように規則でも定められておりますので、書く欄としては、様式はそれぞれありますけれども、ごく一般的な事業費の少ない団体とかですと、本当に書く欄1行とかそういうことになりますけれども、ただ枚数が多くなるということはありませんけれども、それぞれ意味を持って必要性があるというふうに私どもは考えております。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 私、町長の言われることは十二分に理解して、それらを理解しながらちょっと事務的な部分に入りますけれども、そちらのほうで十分に再質問というか、その辺をしたいというふうに思います。今財政の主幹のほうから様式の意味合い含めて話がありましたけれども、様式3号どういう根拠なのかははっきり答えてほしい。それと第5号もあわせてどういう意味でこれが必要なのか、私は6号で十分財源内訳から全体事業費から、補助率だつてこんなもの逆算すれば摘要欄に書けば何ほども書けますし、私はそれで補助申請の場合ですよ。あとの言っていない書式は私は当然だというふうに思ってますので、ちょっとその辺の見解をはっきり申し上げていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） 3枚にわたって3号ですか、3、5号、6号ということで3枚の様式あります。枚数で言われてるのかどうかあれですけども、書式、内容がそれぞれ違いますので、それでこのようにそれぞれ作成されて、提出を求めていると思います。これの内容を例えば1枚にまとめるのかとかいうことであれば、そこら辺は今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） ちょっと答弁でもあんまり要領を得なくて、ちょっと理解はできないんですけども、結局、この所定様式のほかに例えば団体の総会議案だとか、例えば役員体制だとか、規約だとか、こういういろいろありとあらゆる参考になるものが全部出して、さらに我々の私の関与してる団体は結局全体事業費その他が読み切れない場合は、また私が任意様式をつくって町にきちっと説明できるような書類を出して、このほうが町も査定するのにわかりやすいのでないかなというふうな形で、私もいろいろ補助金はいっぱい扱ってきましたけども、そういうふうな結局国の結局事業費がものすごい大きなものは、これは国が定めたことだからなかなか省略はできないと思うんですけども、町の場合は、結局団体補助と言ったって、ほとんどが信頼できる団体がいろんな活動して側面的には行政にもものすごい協力してるんですよ。だから、そういう中で全く補助金を出してやるような発想で、ちょっと言葉は厳しいけどもそういう形の中で補助申請等を必要ないのではないかと、統合できるのでないかという書類まで含めて出すというのは、ちょっと即答は場合によってはいいかもしれませんが十分内部的にも検討されて、逆に言うところこの様式でいろいろ出される団体も、町が出せって言うから出してるというのが大半で、書類の意味がわかって出していないというふうなところが結構あるんですよ、私の聞いてるところでは。そんなような意味合いも含めて、この点についてはちょっと持ち越した方がいいかなというふうに思いますので、十分意のあるところを組んでいただいて精査をいただきたいというふうに思います。答弁何かありましたらいただきたいと。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからは、やはり基本に戻りましてお話をさせていた

だきたいと思います。先ほど、1回目の答弁の中で7番目で補助金申請と実績報告様式の根拠ということでありましたけれども、そこで規則の3条の関係者の責務というお話をさせていただきました。ここには2つほど書かれておまして、1つは出す側が、町長は補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。それから2つ目には、今度は受ける側です。補助事業者等は、補助金等が税金その他の公共性を有する貴重な財源で賄われているものであることに特に留意し、法令等の定め及び補助金等の交付の目的または間接補助金等の交付、もしくは融通の目的に従って誠実に補助事業等または間接補助事業を行うように努めなければならないということで、両方の立場のことをここに書いているわけですが、それに合った書式になっているということで認識してございます。先ほども言いましたように、監査委員の指摘事項も毎年さまざまな形であります。そういったところも踏まえながら、抜けているところ、規則に基づかないでちょっと省略してた部分だとか、そういうのはしっかりちゃんとやりなさいよというようなことも伺っております。例えば、平成22年では定例監査では、交付規則で総会の議案添付の義務付けをしていませんけれども、公金という性格から監査はされているものの、会員の承認を受けているか確認する上では、総会の議案添付は必要ではないかというふうに考えますという監査の指摘も受けて、このときから各団体の議案の添付もしていただいていると、総会ですね。そういうようなこともございます。さまざまありますので、そのようなことで今進めているということでもあります。ただ、言われましたこともありますので、書式の部分ですね。これは、財政当局のほうでも、もう一度見て変えますということではなくて、変える必要があるかどうかも含めて検討させていただきまして、また別な機会でお話をさせていただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 町長のお話で大枠については理解しましたが、私言ってるのは、言ってみれば町の大事な補助金ですから、でたらめをすれというそういうことは全然言ってるわけではないんですよ。だから、決められた書式の中でも、言ってみれば省けるものがあれば紙や手間暇の無駄なんですよ。ですから、そういう点を十分

理解してもらって検討をとにかくいただきたいなというふうに思うところです。

それで、同じような形ですから補助金の実績報告についても、ちょっと話をしておきます。様式3号、5号、6号、19号、20号とありますけども、これも端的にまとめると1つぐらいにまとめてもいいのかなというふうな感じしてます。ですから、書式を定めることについては、別にそのときの補助の客体や中身によって、この書類はやっぱり必要だというものもあるから、書式全体の制定で私異論を言ってるわけではないんです。ですから、そのようなところも十分意を汲んでいただいて、実績報告の関係についても十分検討をいただきたいというふうに思います。それと、いろいろ補助金の関係の中で、従来は非常に簡便なやり方で私もやってきた部分がありますけども、これがだめだなというのはよくわかってます。ですけども、今回その22年の4月ですか、規則改正で大幅に添付書類や必要書類が増えたということですけども、ここまでしなくても従来のやり方でも虚偽の申請だとか、返還だとか重大な遺漏があったのかどうかということについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） 私どもといたしましては、直接私どもが補助金等の支出事務を行っている部分、各団体等に支払っている部分ございませんけども、それは当然のごとく津別町の補助金等交付基準なり規則なりに基づいて、各担当のほうで内容を精査した上で補助金を支払っているという前提になると思いますので、そういうことはないという判断になるかと思えます。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 私の記憶薄れた中でも、そういう重大遺漏は元の簡便書式でも実際はないんですよ。もともと町の金をうそをこいてもらおうなんていうことは、申請はしてもらっても実績報告あるんですから、ここで必ず実態が露見するから、そんなむしろ町の側面協力しようという団体ばかりですから、こころは信頼を十分いただいて、二人三脚でやっぱり町の補助金もらって団体もよかったなど。うんとよく活用して町政のために頑張ろうという、そういう意欲を出させるような補助書式にするために、もうちょっと十分な精査をいただきたいというところがひとつです。

あとそれと、これも先送りになるかもしれませんが、指令前着工届だとかそん

なような資金所要計画だとか、こういうふうなものも出さなきゃならないということを出しているんですけど、例えば指令前着工届ってどういうときに出すか、ちょっと見解をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） 概算払い申請等につきましては、団体等がその事業等を円滑に運営するために、遂行するために概算払いを申請を出して、補助金を受けて事業を執行するといったようなことになるかと思えますけれども、その概算払い谷川議員が指令前着工は現行規則基準の中ではありません。規則には一切指令前着工はうたわれておりません。あくまでも概算払いしかうちの規則の中ではうたわれていないかと思えます。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 指令前着工の関係についてはよろしいです。それであると補助金内示みたいなものをもらったんですけど、補助金内示っていうのは事務的に言うとき必要なのかちょっと答えて下さい。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課横山主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） 内示というのは補助金等交付決定通知のことかと思うんですけども、内示というのは書類上存在してないんですけども、どのようなものかと。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 補助金内示というのは単純に言うと、例えば国の場合は、補助申請を出して結局補助金交付決定までに2カ月も3カ月もかかると。そういうときには言ってみれば事業着工、例えば4月の北海道の場合ならとにかく早く工事を例えばしなきゃならんという場合については、指令前着工を出して早目に事業に着手するという、そういう趣旨のものなんです。ですから、うちの結局団体の事務運営補助金みたいなものには、もし補助金内示等の行為をすれば、団体が申請してほぼひと月以内程度ぐらいには金を多分出してくれると思うから、私はこんなものは必要ないかなというふうに思ってますので、そんな実態があるということも承知していただきたいと思えます。

それと時間もあれですから、最後一つにとりあえず絞らせてもらいますけども、団体繰越金の関係ですけど、規則、基準に書いてますけども、なんか団体繰越金は一切だめみたいな論法があるんですけども、これ実際だめなのかいいのか。規定では繰越金は妥当額というふうな目安というふうに書いてますけども、もし目安があるとすれば全体予算事業費なり予算の何パーセントなのか。この辺の目安についてあれば聞かせていただきたいと。

○議長（鹿中順一君） 横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） ちょっと前段の補助金等の交付の申請、これは先ほど申し上げましたように、事業着工から 30 日以内に申請、事前の申請ですけども、遅くても 30 日以内ということで第 5 条でうたっています。そういうことから指令前着工という指令前着工の関係については、その規則ではうたっていないということです。今の繰越金の関係、これにつきましては補助金の場合で申し上げますと、補助金は 2 分の 1 以内という基準になっています。ということは、当然のごとく 2 分の 1 ですから、それ以上の倍以上の額ですね、それを執行しなければ補助金は満度交付されないということになりますので、それはその補助金を繰り越すというのはだめだと。これはあり得ない話になると思います。ただ、団体として自分たちの自主財源、自助努力によりあれしたもの。それは当然のごとく繰り越すことはできると思います。ただ、そんだけもし繰越金が多大にある団体、そういう場合は、逆に言うと補助金等は必要ないんじゃないですかという話になるということで、このような表現になっています。ですから、補助金が繰り越されるということは、まず基本的にあり得ない話でして、それはあと団体の財政状況ですとか運営状況によって、その繰越金が当然出てくると。それがないと当然次年度以降の円滑な事業が遂行できないということになりますので、それは自主財源の部分と補助金の分で全く別な取り扱いということでもあります。

○議長（鹿中順一君） 8 番、谷川忠雄君。

○8 番（谷川忠雄君） 今の関係は、主幹の言うとおりで大体わかったと。ですけど、その役場はいろいろあちこち部局ありますから、繰越金は一切だめみたいな論法を展開する部局があるんですよ。これ例えば団体運営もう 1 年間切れ間なく事業や活動してますから、繰越金だめだったら 4 月例えば総会開く、事業やるといったって町の

補助金すぐくれるんなら別だけでも、会費だってすぐ集めれるんなら別なんだけでも、その辺、繰越金の定義もぴちっとして、あっちの部局こっちの部局で大きな相違がないように、その辺も意思統一をきちっとしてほしいというふうに申し上げて、この関係についてはまだ言い足りない部分はありますけども、とりあえず終わらせてもらいます。

続いてですけども共和の歩道の関係です。いろいろ答弁はいただきましたけども、全体的にちょっと事なかれみたいな感じかなと。これ実際地域に住んでいる人が雨降ったときも歩けない、傘もさせない、結局それだけ狭い歩道なものですから、みんな非常に迷惑がってるというのが実態なんですよ。ですから昔、堀さんもやりましたけど時のアセスで、うちはやっぱりその歩道植樹、これはやっぱり場所の選定を私は少し最初から検討の余地があったのでないのかなと。間違っただけとは言いませんけども、ちょっと選定が非常にちょっと植えればいいみたいな、そんなようなところもあったのかなというふうなことで、地域に住んでる人の話を実際に担当部局も聞いて、それを聞いた上で判断していただいてもいいんですけども、そういうふうな非常に地先の人は苦労や迷惑をしていると。極端に言うとイチョウの葉というのは、11月の下旬から初冬にかけて、あれはもうほとんど腐りづらい葉っぱなものですから、結局大きな袋で3回も5回も投げてるというふうなことなんですよ。ですから、その辺の現場実態も十分やっぱり調べた上で、それは愛林の町だから私も必要性やなんかわかりますけども、それは場所によりけりで、例えば2メートルも3メートルもある歩道に植えてるんなら別なんですけども、やっぱり地域に実際毎日生活そこでして住んでる人が非常に苦情も多い、迷惑も多いということですので、この辺の実態も十分に調べて善処をお願いしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 繰越金の先ほどちょっとお話ありましたけれども、これは統一基準を先ほど主幹もお話ししましたように持っておりますので、それが徹底されていないのであれば徹底したいと。そのために統一基準というのを、それぞれが自由にやっついていいよということではなくて、統一基準を設けていますので、そうしたいと思います。また、この繰越金の云々されたのは町村だけじゃなくて、やっぱり全道の町村

会だとか、それから管内の当時の町村会だとか、今もそうですけど行財政委員会があります。そこでいろんな団体、例えばオホーツクサイクリング実行委員会だとか、いろんな団体があって、そういうところに町村会として補助金として支援をするわけですけれども、そういうところが、今言ったオホーツクサイクリングがたくさん持っているという意味ではないんですけれども、かつてはその補助金ももらって、積立金も非常にたくさん持っている。そして余れば積んでいく、余れば積んでいくということで財政調整基金という名のもとに、その団体がたくさんのお金を持っている。それにずっと補助をし続けていいのかなという、そういうことがあって、それはそういう考え方の中で、これぐらいの繰り越しは認めていこうと。しかし、これ以上は、もうそして一方で値上げをしてほしいと、補助金の値上げを。それは認められませんよということで、どこの町もそれに合わせた形で進めてるということで了解をしていただきたいというふうに思います。

それから、木の関係ですけれども、やはり 104 号線のほうも全部切っちゃって、もちろん枯れた木もあって危ないというのもあったんですけども、やはり正直言って、こんなにバツバツバツバツ切っていいのかなという思いもあります。相当なお金を当時つき込んでいるんですけれども、逆に言えば、これもし都会であれば、そういうものに対する責任というのはどうなるんだろうということで、多分住民訴訟だとかいろんなことも考えられるんじゃないかというふうに思ったりもしてるところなんです。ですから、やはり植えたものは、できるだけまだ生きてるものはそのまま守ってあげるといふか、そして病気にかかってどうしようもなくなっている部分については、カットしていくというふうなことを進めていきたいなというふうに思いますし、ただ言いましたように、それを全部地先の人たちやボランティアで、もちろん俺に任せとけという方も懇談会の中にはそういう人もいましたけれども、そういう方もいるかと思えますけれども、できるだけこのイチョウ並木といふか街路樹だけじゃなくて、あちこちの草が伸びてきている部分だとかもありますよね。そういう公的な空間を少し予算をつけて、公社がやるのか人活がやるのかは別にしまして、そういう所に年例えば 1 回切ってたものを 2 回なり、例えば剪定は 2 回やるだとか、草刈りは 4 回ぐらいやるだとかということで、そういう予算付けをして、そして公共空間を美しくしてくと

いう、保つてくということも必要になってくるなというふうに認識しておりますので、来年度の予算の中で少し検討したいなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 町長のお話も一定部分は理解はしますけども、これやっぱり地域に住んでる人の話が町がどの程度把握しているのかわかりませんが、やっぱり地域に住んでる人は日々の生活で切実な問題なんです。ですから、ここで結論は求めませんが、十分実態を調べて地域の生の声を聞いて、それから判断してもいいんでないのかなと。例えばさっき質問のときに補足で言いましたけども、共和の104号線の街路樹は全部伐採したんです。逆に言うと、歩道を専用で使えて見通しはいい。やっぱりああいう木があると、ここにちょっと交通安全のことも書いてますが、逆に言うと飛び出しその他で逆に交通安全上支障になる場合もあるんです。町長は交通安全委員会の会長ですから、緑の部分と交通安全、地域のやっぱり生活上どうなのかという、総合的にやっぱりいろいろ調査をしてもらって、それで結論を出すほうがいいのでないかなというふうに思いますので、最後にそこだけ申し上げて終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） また懇談会でもお話聞こうと思いますけれども、以前の懇談会でもたびたびこういうのが出ておまして、その中ではもちろん切ってほしいという方と、そんなに切っていいのかという強い意見を出されてる方もいます。ですから、そういうものの調整も図らなくちゃならないと思いますし、それから、あるとき、どなたかのお通夜でお坊さんも、最近木をどんどん町のほうで切っていったけども、果たしてどうなんですかねというお説教もいただきましたので、そういうことも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 町長の話で最後の最後になりましたけれども、町も樹木をどうしても例えば総合的に残すんだったら、やはり管理を枝切りだとか雑草だとか、そういう管理を十分にやってくれば住民の苦情もかなりなくなるんでないかなと。その辺は個人のニュアンスの問題だからあれですけども、今やっぱり現地は雑草だらけ

ですよ。ですから、一方では環境を唱えて、片っ方では全く放置の状態であるということ、非常に言葉で言うのは簡単なんですけども、現場実態はそういうふうなことにあるということを最後申し上げて終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それを承知しておりますので、先ほど言いましたように予算化を図っていききたいというふうに考えてますということで、ご承知を願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 次に、4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） [登壇] 先に通告をしてあります2点について質問をいたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

国営農地再編整備事業についてですが、事業の進捗状況について、町ではこの事業を進めるため22年度より地区調査を行われていますが、進捗状況と事業の実施時期について伺いたいと思います。昨年は5月5日に夕立が降り、今年は5月に入ってから雨が続きまして大変春のまき付けが遅れたわけですね。そういう中でやっぱり耕地整備というのは大変重要なことだと思いますので、一日でも早い着工をお願いしたいと思っております。

次に、事業の実施体制、この中で体制ですが、工事期間は実質8年と説明を受けておりますが、要望面積が大変多く、実施になれば毎年200ヘクタール以上の面積が工事対象となります。そういうことで個々の営農計画にも大変影響すると思っておりますので、工事の順番や作付け等事前の調整が必要になると思っております。調整の実施体制をどのように考えているか伺いをしたいと思います。

次に、事業費の負担についてであります。事業の地元負担は7%との説明を受けていますが、農家負担は国のガイドラインで示されております。町の負担の考え方について伺いたいと思っております。また、農家の負担方法等についても考えをお伺いしたいと思います。

次に、2点目の町有林の一部広葉樹林化について伺いをいたします。このことについては、平成22年第2回定例会でも質問した経過があります。苗木等のこともありカラマツの育たない場所等に広葉樹を残していきたいとの回答がありましたが、その

後どのような状況になっているかお伺いしたいと思います。また、今後の施業方針はどのように考えているかあわせてお伺いをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 乃村君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 それでは2点ご質問がございましたので、お答えしたいというふうに思います。

まず、一つ目の国営農地再編整備事業についてであります。進捗状況と事業の実施時期についてであります。平成21年度に調査を開始いたしまして、平成25年度から工期8年の事業着手を予定したところでございますけれども、平成22年度の国の予算において、農業農村整備事業予算が半減されましたことから、事業実施を待たざるを得ない状況となっていました。その後、政権交代によりまして平成24年度補正予算と平成25年度本予算において予算の回復がありましたことから、2年遅れになりますが、平成27年度から実施できるよう現在各方面に要請活動を行っているところでございます。

北海道内の実施状況につきましては、事業実施地区が11地区で、調査地区が津別町を含めて8地区となっており、本町も中富良野町町長を会長とする北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会に加入いたしておりまして、研修会や要請行動に参加しているところでございます。

現時点での津別地区の事業概要につきましては、事業量が農地造成で15ヘクタール、区画整理が2,267ヘクタールの計2,282ヘクタールであります。事業費は140億円で、このうち負担対象事業費は123億7,000万円となっております。平成22年度から26年度が地区調査、27年度から36年度が事業実施期間、工期が10年になります。実工事は8年となります。こういったふうに行っているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今年度、25年度につきましては、10月中旬に最終受益確定をいたします農家の説明会を開催する予定にしております。3月までに事業者の仮同意を取得する予定をしております。受益者の作付けの調整も行っております。来年、26年度ですが、事業者の本同意を徴収し法手続きを開始したいというふ

うに考えております。営農計画及び受益者作付けの調整も引き続いて行います。次の年の平成 27 年度は、測量設計と仮工事を行いまして、あわせてまた営農計画及び作付者作付調整を行ってまいります。28 年度から 35 年度の 8 年間に、実工事、予算要求、それから測量設計、こういったことを進めてまいります。営農計画及び受益者作付けの調整につきましては、この間の年も引き続いて行ってまいります。平成 36 年度に工事が完了精査となっていく、こういったスケジュールを組んでいるところでございます。

事業の実施体制につきましては、現在の整備要望面積からしますと、毎年約 290 ヘクタール程度の工事面積となりまして、実施に当たっては、町内を数地区に分け、地区ごとに実施面積を配分する考えでいます。また、地区内での工事の順番につきましては、個々の作付け調整が必要でありますことから、事業実施に向けて明年度より地区内での協議を進めていくこととしています。地区内での協議に際しましては、受益者・農協・町で協議調整を図ると考えておりまして、これら事業実施に向けた推進体制につきましては、農協とも協力体制を整え、必要に応じて専任担当者の配置も検討したいというふうに考えているところでございます。

受益者の事業費負担についてであります。国営農地再編整備事業の費用負担区分は、国が 75%、道が 18%、受益者が 7% でありまして、負担事業費 123 億 7,000 万円に占める地元負担、いわゆる受益者負担ですけれども、この 7% は 8 億 6,590 万円というふうになります。国が示すガイドラインでは、地元負担 7% のうち市町村の負担は 4% とされているところです。この町の負担割合につきましては、道内の実施地区と調査地区の状況を今調査中でありまして、その内容を踏まえて負担割合を検討することといたしまして、方針が決まった段階で所管の委員会と協議をさせていただきたいというふうに思っております。また、事業負担額の償還につきましては、事業完了予定の平成 37 年度からとなりますが、償還方法は 15 カ年の規定償還と完了後一括償還の 2 種類があります。受益者負担方法につきましては、実施地区の状況を調査中ですが、基本的には毎年の事業実績に基づき当該年の負担額を受益者から徴収し、それを別途積み立てして、事業完了年度に一括償還する方向で検討したいというふうに今考えているところでございます。

それから、二つ目の町有林の一部広葉樹林化についてでありますけれども、現在も第12次町有林施業計画に基づきまして、50年の回帰年を設け、平成16年から林齢50年に達したカラマツ林を中心に、計画的に皆伐を行っているところです。施業に当たっては、森林の持つ多面的な機能と両立を図りながら、急傾斜地や急峻な沢の部分、溪畔部分の皆伐を避け、水源涵養、土砂流出防止の機能維持に配慮して行っているところです。このように一部皆伐を行わない部分を残すことは、天然林広葉樹の人工林地への侵入を促し、下層植生とともにそれらを保護し、複層的な林内環境の造成になるものと考えているためでございます。また、町有林の天然林には、天然のトドマツ・エゾマツと広葉樹が混交する針広混交林でありまして、非常に高い多面的機能を有する環境であるとして、森林認証検定機関など他機関からも高い評価を得ているところです。こうした針広混交林は、今後も皆伐を行わず多面的機能の維持に努めていく考えを持っているところです。

広葉樹林の人工造林につきましては、幾つかの問題、課題がございます。一つ目は、針葉樹に比べまして成長が著しく遅く、成林までに長期間を要すること。二つ目には、保育の期間が長く、下草刈りなどの保育費用がかかり続けること。三つ目は、獣害の被害を受けやすく、被害対策のため柵の設置、忌避剤・殺そ剤の散布等が必要となりコストがかかること。四つ目は、風害や雪害などに弱く、被害を受けやすいことが挙げられ、業としての町有林事業に広葉樹を加えることは赤字が想定されているところです。天然林は数百年という長い期間をかけて複雑な仕組みにより生育されることから、人工的な広葉樹の植栽では多様な環境を持つに至らないと考えておりますので、先の考え方により施業を行ってまいりたいというふうに考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 本日の会議時間は議案審議の都合によってあらかじめ延長いたします。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） 今町長から答弁いただきました。それで、異常気象が恒常化して、当たり前のような形にこれからますますなってくるのかなと思います。そういう中で、自然相手の農業を営むことは大変自然環境に影響されますので、そういう意

味ではやっぱり耕地整備をきちっとしておけば、多少でも回避をできるのかなと、そんなふうに思っております。そういうことで、耕地整備の1番については理解をいたしました。

実施体制については、大変面積が広いということで、作物取り上げてからということばかりにはならないと思います。そういうことで、場合によったらやっぱり休耕等もあり得ると思います。そういうことで、そういう意味では農家所得に影響する部分もありますので、そこら辺を考え合わせながら計画をしていただければいいかなと思っております。

とりあえず、そこまで1回答弁をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 最近の異常気象ということで、確かにそのとおりでありまして、先ほど申しました中富良野町長、ついこの間協議会の総会で代わられたばかりなのですけれども、中央要請行動等々行くときに、既に実施している地区の声として、実際にまだ工事は続いているのですけど一部終了している圃場がたくさんありますので、そこと今年の状況を見ると全然違うと、水はけも含めて。これはまるで別物みたいな感じだということで、整備をした畑とそうでない所の差がくっきり表れていると、収量も含めて、それは強く言ってもらえて、まだ津別は調査の段階ですけれども、そういうことも認識しながら農協としっかり協議を進めながら進めていきたいというふうに考えているところです。今は、言葉を別な言葉で言えば、ちょうど津別は予算が平成22年に大幅に削られたものですから、事業がなかなか進んでいかない状況になってまして、言ってみれば待機児童の状態になっているわけなんですけれども、上が終了していただければ次の調査地区が実施地区に上がっていかないということなものですから、なんとか27年度には事業を行えるように加盟する皆さん、それから先生たちにもお願いをしてなんとか進めるように努力していきたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） 今の町長の答弁でわかりました。とにかく一日でも早いほうが農家にとっても有効なのかと思いますので、最善の努力をしていただきたいと思っ

ております。

あと事業費の負担の関係なのですが、工事費が大きいということで、農家負担も非常にかかるわけですが、町が4%、農家が3%ということなんですけども、また町の考えがまとまれば委員会との相談もあるということですが、今進んでいるTPPの問題等もありますし、これから先農業情勢どう変わっていくのかちょっとわからない部分が非常に大きくあります。そういう中で、農家負担が8億幾らになりますけれども、本当に事業をやって農家はその負担に耐えていけるのかどうかという心配もありますので、その辺町としても十分考慮していただければありがたいのかなと思っております。その点についてちょっと答弁をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 農家負担といいますか地元負担、これは町と農家の方、それを含めて7%ということで、その7%でいけば約8億6,000万ぐらいの数字になりますので、それをまた町と農家で、比率はちょっと今こうしますとは言い切れませんが、ガイドラインも参考にしながら、そして今やっている実施地区、それから調査地区のものの考え方も参考にしながら、農協とも相談しながら進めてまいりたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） 津別の基幹産業である農業のことを考えていただければ大変ありがたいのかなと、そんなふうに思っております。

次に、町有林の一部広葉樹化ですけれども、先ほど町長の答弁にありましたように、一部でも広葉樹にするということは大変お金もかかるし、時間も、少なくとも広葉樹を植えればカラマツの倍以上の育成年数が必要だと思えます。そういう中で町有林の今の施業計画からいって、多分広葉樹を残したり何なりしても、そんなに大きな町の林業収入といいますか、カラマツの今の形を大きく変えるという話にはならないと私も思っております。

そういう中なのですけども、これは多分世界的に言えることだろうと思うのですけども、津別町の野生動物の状態も非常に昔とは変化をしているということも、そういう話もあります。そういうことで、やっぱり多少でもこういうものに歯止めをかける

ということも町として考えていく必要があるのかなど。本来ですとこういうことは、国が先頭を切ってやるべき問題なのだと思いますが、そんなこともあります。世界的に見ればブラジルの熱帯雨林がどんどん伐採されて雨の降り方が非常に変わったとか、あと東南アジアの原生林も伐採されて、そのことによってやっぱり世界中とか地球の温暖化がより一層拍車がかかっていると思います。そういうことで多少でもこれから我々の先はもう短いですが、私は特に短いですが、やっぱり子どもたちが安心して住める地域をつくっていくためにも、こんなことも考えながら町はやっていったらいいのかなど、そんなふうに考えましたので、このことを申し上げます。

答弁があればいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 広葉樹の大事さというのは、もう皆さんもご承知のことかというふうに思います。農協と網走漁協でも海を守るということで、津別町に川沿いに広葉樹を毎年植樹されていってくださいまして、大変ありがたいなというふうに思っているところです。町として持っている町有林の中には、先ほども言いましたようにすばらしい混交林があるということで、認証団体もあるいは別な方も見に来られたときにまさしく感嘆していったとか、すばらしいということでというふうに聞いているところです。そういう所を全部切ってしまうなんてことはあり得ない話ですので、しっかり守るものは守り、そして急傾斜地やなんかで残った広葉樹についても、それが種が飛んで、また植林するカラマツの所にも少し飛んで伸びているということも促すように形をとっていきたいというふうに思いますし、そういうことがきちっとできる勉強した職員も採用いたしましたので、そこにもしっかり管理してもらって、いい森をつくっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(鹿中順一君) 本日は、これで延会いたします。

明日は、午前10時再開いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時55分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員